地方自治法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
105104 00 08 07 01 00 87 84 89 91 90 70 79 79 79 79 71 60 67 69 95 1	震防災対策特別措置	) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関	印紙税法	特別児童扶養手当等の支給に関する法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法	所得税法・・	児童扶養手	社会福祉施設職員等退職手	知的障害者福祉法	国有財産特別措置法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	高齢者の医療の確保に関する法	国民健康保険	生活保護法	身体障害者福祉	地方自治法	地方公務員災害補償	国家公務員災害補償	労働者災害補償保険	社会福祉法·	精神保健福祉士法	精神保健及び精神障害者福祉に	児童福祉法	) 障害者自立支援
105104 00 08 07 01 00 87 84 89 91 90 70 79 79 79 79 71 60 67 69 95 1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
105104 00 08 07 01 00 87 84 89 91 90 70 79 79 79 79 71 60 67 69 95 1	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•
10510400 08 07 01 00 87 84 89 91 90 70 79 79 79 79 71 60 67 69 95 1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
- 1 35 60 10 PO 1 7 61 61 61 61 OU 19 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 19 10 10 45	• 105	• 104	99	• 98	• 97	• 91	• 90	• 87	• 84	• 82	• 81	• 80	• 79	• 78	• 73	• 73	• 72	• 72	• 71	• 69	• 67	• 63	• 35	• 1

$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
行政不服審査法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律・・	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	次世代育成支援対策推進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	介護保険法施行法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消費税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
118	116	114	113	113	108

# ◎ 障害者自立支援法(平成十八年法律第百二十三号)

抄

(市町村等の責務)

市町村 (特別区を含む。 以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 施する機関、 第百二十三号)第二条第七号 握した上で、 つ計画的に行うこと。 性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児 教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的か 公共職業安定所その他の職業リハビリテーション(障害者の雇用の促進等に関する法律 に規定する職業リハビリテーションをいう。 (以下「障害者等」という。)がその有する能 第四十二条第一項において同じ。) (昭和三十五年法 の措置を実 一力及び 律
- する業務を行うこと。 障害者等の福祉に関し、 必要な情報の提供を行い、 並びに相談に応じ、 必要な調査及び指導を行い、 並びにこれらに付 随
- ために必要な援助を行うこと。 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利 サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与するこ  $\mathcal{O}$ ?擁護の
- 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 供その他の援助を行うこと。 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、 情 報 0
- 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- に必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の 市町村に対する必要な助言、 情報の提供その他の援助を行うこと。 擁 0
- 3 よう、 国は、 市町村及び都道府県に対する必要な助言、 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、 情報の提供その他の援助を行わなければならない。 地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑 に 行 わ れ る

(定義)

- 第四 条 いう知的 のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 障害者を除く。 律において 「障害者」とは、身体障害者福 以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。 「祉法第四条に規定する身体障害者、 知的障害者福祉法に (知 的 いう知 障害者福 的 障
- 2 いう。 この法律において「障害児」とは、 児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者を
- 3 この法律において 「保護者」とは、 児童福祉法第六条 に規定する保護者をいう。
- 4 心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。 この法律において 「障害程度区分」とは、 障害者等に対する障害福祉サー ビスの必要性を明らかにするため当該障害者等の
- 第五条 サ 合施設のぞみの園法 この法律において「居宅介護」とは、 ĺ 活援助をいい、 ぞみの園が設置する施設 める便宜を供与することをいう。 ビス、 ・ビス この法 短期入所、 (施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。 !律において「障害福祉サービス」とは、 「障害福 重度障害者等包括支援、 (平成十四年法律第百六十七号) 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者 祉サービス事業」とは、 (以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設 障害者等につき、居宅において入浴、 共同生活介護、 障害福祉サービス(障害者支援施設、 居宅介護、 施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、 重度訪問介護、 以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。 排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で 行動援護、 独立行政法人国立重度知的障 療養介護、 生活 就労継続支援及び共同 .介護、 児童デイサ 障 総合施設 害者
- 3 排 この法律において「重度訪問介護」とは、 せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、 居宅における入浴
- 要するものにつき、 他 の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 0 法律において 当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、 「行動 援護」とは、 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時 外出時に おける移 動中 'n 介護そ 介護を
- |学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、 つ 法律において「療養介護」とは、 主として昼間において、 病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定め 「療養介護医療」とは、 療養介護のうち医療に係るものを 療養上の管理 看護、

5

しら

- て、 動の 障 法律に 機会の 害者支援施設 提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 お その他 「生活 !の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、 介護」とは、 常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、 排せつ又は食事の介護、 創作的 主として昼間 活 動 に
- 7 他 令で定める便宜を供与することをいう。 この法律において「児童デイサービス」とは、 0) 厚生労働省令で定める施設に通わせ、 日常生活における基本的な動作の指導、 障害児につき、児童福祉法第四十三条の三 に規定する肢体不 集団生活への適応訓練その 他 自 由  $\mathcal{O}$ 児施 厚 生
- 厚生労働省令で定める施設 は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 この法律において「短期入所」とは、 への短期間の入所を必要とする障害者等に 居宅においてその介護を行う者の疾病その他 ・つき、 当該施設に短期間 の理由により、 の入所をさせ、 障害者支援施設その 入浴、 排せつ又 他  $\mathcal{O}$
- 9 .ものとして厚生労働省令で定めるものにつき、 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、 居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サー 常時介護を要する障害者等であって、 その介護の必要の程度が著 ビスを包括的 に に提供す
- ることをいう。
- 1 0 排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 この法律におい て「共同 生活介護」とは、 障害者につき、 主として夜間におい て、 共同 生活を営むべき住居にお 7 浴
- 1 1 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、 入浴 排 せ つ又は食
- 事の 介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 1 2 祉サー この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、 ビスを行う施設 (のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。) 施設入所支援を行うとともに、 をいう。 施設入所支援以外の施設障害
- とをいう。 令で定める期間にわ この 法律において「自立訓練」とは、 たり、 身体機能又は 障害者につき、 生活能力の向上 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 のために必要な訓 頭練その: 他の厚生労働省令で定める便宜を供与するこ 生
- を供与することをい この法律に 他 0 機会の におい 7 提供を通じて、 「就労移行支援」とは、 就労に必要な知識及び 就労を希望する障害者につき、 能力の 向上のために必要な訓練その 厚生労働省令で定める期間 他の 厚生労働省令で定める便宜 にわたり、 産 産活動そ
- 1 5 法律において「就労継続支援」とは、 通常の 事 ・業所に雇用されることが困難な障害者につき、 就労の機会を提供すると

定める便宜を供与することをいう。 生産活動その 他 の活動の機会の提供を通じ て、 その知識 一段び能 力の向 上 の ために必要な訓練その 他 の厚生労働

1 6 この法律において「共同生活援助」とは、 共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。 地域において共同生活を営むのに支障のない 障害者につき、 主として夜間 に お

この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、 「相談支援事業」と は 談 支援

を行う事業をいう。

応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者から ス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。 祉サー

されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与する る障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この号にお 係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、 いう。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」と て「サービス利用計画」という。 )を作成するとともに、 当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供 いが確保 利用 す

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、 自立した日常生活又は

会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

1 9 ものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、 この法律において「補装具」とは、 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、 装具、車いすその 長期間にわたり継続して使用される 他 の厚生労働大臣が定めるものをい

2 0 この法 律に おい て 「移動支援事業」とは、 障害者等が円滑に外出することができるよう、 障害者等の移動を支援する事業を

いう。

2 1 流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 この法律におい . て 「地域活動支援センター」とは、 障害者等を通わ せ 創作的 活動 又 は 生 産 活 動 の機会の提 社会との

2 2 この法律において 「福祉 ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、 低額な料金で、 居室その他 この設備を を利用させ

るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

### (自立支援給付)

第六条 害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、 自立支援給付は、 介護給付費、 特例介護給付費、 特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、 訓練等給付費、 特例訓練等給付費、 サービス利用計画作成費、 療養介護医療費、 基準該当療養介

### (不正利得の徴収)

医療費及び補装具費の支給とする。

第八条 偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の 市町村 (政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、 都道府県とする。 以下「市町村等」という。)は

全部又は一部を徴収することができる。

者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正 乗じて得た額を支払わせることができる。 療費の支給を受けたときは、 行為により介護給付費、 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業 訓練等給付費、サービス利用計画作成費、 当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を 特定障害者特別給付費、 自立支援医療費又は療養介護医

3 前二項の規定による徴収金は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定

める歳入とする。

### 介護給付費等の支給決定)

十九条 ければならない。 ようとする障害者又は障害児の保護者は、 介護給付費、特例介護給付費、 訓 市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けな 練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受け

を有しないとき、 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。 又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする ただし、 障害者又は障害児の保護者が 住 地

3 項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障

ては、 又は同法第三十条第一項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。)への入所前に有した居住地 の特定施設に入所している特定施設入所障害者 総称する。 した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を  $\hat{O}$ しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地 百 遠 四十四 最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地) 又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護 祉法第 )については、 十八条第二項若 第三十条第 その者が障害者支援施設、 しく 項ただし書の規定により入所している障害者 は 知的 障害者福 (以下この項において「継続入所障害者」という。)につい 祉法第 のぞみの園 十六条第一 の市町村が、 項の 第五条第一項若しくは第五 支給決定を行うものとする。 規定により入所措置 (以下この項にお が採られ 項の V · 厚生労働 「特定施 (継続入所障害者に 法 :害者支援 ては、 (継続 省令で定める施 設 (昭和二十五 .入所障害者」と 最初に入所 して二以上 施 うい

定を行う市 前 項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定施設は、 町村に、 必要な協力をしなければならない。 当該特定施設の所在する市町村及び当該障害 者に対 L 支給

#### (申請)

ければならない。 二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 市 町 村に申 請 を L

- する。 保護者に面接をさせ、 める者 する支給要否決定を行うため、 市 町村は、前項の申請 この場合におい (以下この条において「指定相談支援事業者等」という。 ,て、市町村は、当該調査を第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者その:その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項につい があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区 厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は )に委託することができる。 項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定 分の認定 て調査をさせるものと 及び同 障害児の 項 E 規定
- るも 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、 のとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。 障害者等の保健又は福 社に関 する専 菛的 知 識 及び技術を有す
- で定める者又はこれらの職にあった者は、 役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員 相談役、 問その他いかなる名称を有する者であるか 正当な理由 なしに、 当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし を問わず、法人に対し業(業務を執行する社員、 法人に対し業務を執行する社員 以下同じ。 取締役、 )若しくは前項の厚 執行役又は 取 、締役、 てはなら 生労働省 いらに

なし

- 5 なす。 に従事するものは、 項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他 の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職員とみ
- 6 査を他の市町村に嘱託することができる。 第二項の場合において、 市町村は、 当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、 当該

(障害程度区分の認定)

- 害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。 市町村は、 前条第一 項の申請があったときは、政令で定めるところにより、 市町村審査会が 行う当該申請
- 家族、 市町村審査会は、 医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、 当該審査及び判定に係る障害者等、 そ

(支給要否決定等)

- に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介 一十二条 [給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。) を行うものとする。 市町村は、 第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分、 当該障害者等の介護を行う者の状況、 当該申
- 者更生相談所」という。 又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所 に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所 )その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。 町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、 )、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、 (第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障 (以 下 「身体障害者更生相談 精神保健及び精神障害者福 所等」と総称す 市町村審査
- 3 ると認めるときは、 町村審査会、 身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、 当該支給要否決定に係る障害者等、 その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 同項の意見を述べるに当たって必要が あ
- 給付費等を支給する障害福祉サービスの量 町村は、 支給決定を行う場合には、 障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間におい (以下「支給量」という。) を定めなければならない。 て介

4

5 厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証 市 町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他 (以下「受給者証」という。) を交付しなければならな

### (支給決定の変更)

- ることができる。 める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、 二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、 市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をす 支給量その他の厚生労働省令で定
- 給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。 必要があると認めるときは、 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき 支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、 市町村は、 当該決定に係る支
- 3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。)及び第二十二条(第一項を除く。 の規定は、 前項の支給決定
- 4 の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、 必要があると認めるときは、 障害程度区分の変更の認定を行う
- 5 ことができる。 第二十一条の規定は、 前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、 必要な技術的読替えは、 政
- 6 令で定める。 市町村は、 第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、 受給者証に当該決定に係る事項を記載し、 これを返還するも

### (都道府県による援助等)

のとする。

- 業務に関し、 一十六条 のとする。 都道府県は、 その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行う 市町村の求めに応じ、市町村が行う第十九条から第二十二条まで、第二十四条及び前条の規定による
- において準用する場合を含む。 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務 おいて準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定により市町村審査会が行う業務をいう。 第四項において同じ。)並びに第二十二条第二項及び第三項 (これらの規定を第二十四条第三 (第二十一条 以下この条及び第九 (第二十四条第五項

査会(以下「都道府県審査会」という。)を置く。 十五条第二項第一号において同じ。)を行う都道府県に、 当該審査判定業務を行わせるため、 介護給付費等の支給に関する審

- 3 長(特別区の区長を含む。 第十六条及び第十八条の規定は、前項の都道府県審査会について準用する。この場合において、第十六条第二項中 以下同じ。)」とあるのは、 「都道府県知事」と読み替えるものとする。 市 町 村
- 4 おいては、これらの規定中 審査判定業務を都道府県に委託した市町村について第二十一条並びに第二十二条第二項及び第三項の規定を適用する場合に 「市町村審査会」とあるのは、 「都道府県審査会」とする。

(政令への委任)

の変更の決定並びに支給決定の取消しに関し必要な事項は、 一十七条 この款に定めるもののほか、障害程度区分に関する審査及び判定、 政令で定める。 支給決定、 支給要否決定、 受給者証、

(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第二十八条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、 次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支

給する給付とする。

居宅介護

二重度訪問介護

三 行動援護

四 療養介護 (医療に係るものを除く。)

五 生活介護(1

六 児童デイサービス

七 短期入所

八 重度障害者等包括支援

九 共同生活介護

十 施設入所支援

2 る給付とする。 訓 練等給付費及び特例訓 練等給付費の支給は、 次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給す

- 一自立訓練
- 三 就労継続支援
- 四 共同生活援助

## (介護給付費又は訓練等給付費)

障害福祉サービスを受けたときは、 付費を支給する。 に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用 を行う者 一十九条 から当該指定に係る障害福祉サービス 食事の提供に要する費用、 ビス又は施設障害福祉サービス (以 下 市町村は、 「指定障害福祉サービス事業者」という。) 支給決定障害者等が、 居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産 (支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。) 厚生労働省令で定めるところにより、 (以下「指定障害福祉サービス」という。) 支給決定の有効期間内において、 ( 以 下 「特定費用」という。)を除く。)について、 若しくは障害者支援施設 当該支給決定障害者等に対し、 都道府県知事が指定する障害福 を受けたとき、 (以 下 「指定障害者支援 又はのぞみ 介護給付費又は 当該指定障害福祉 施 に要した費用 設 ĺ という。 訓 カン ピ たら施 ス 活動 サ

2 りでない。 該指定障害福祉サー ス事業者、 指定障害福祉サー 指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に受給者証を提示して当 ビス等を受けるものとする。 ビス等を受けようとする支給決定障害者等は、 ただし、 緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、 厚生労働省令で定めるところにより、 指定障 祉 この限 ーサー

費用 る額とする。 を除く。)につき、 介護給付費又は訓練等給付費の額は、 (特定費用を除く。 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 <u></u>の 額を超えるときは、 障害福祉 当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用 (その額が現に当該指定障害福祉サー 額) 0 百分の ビス等に要した 九十に 特定費用 相当す

者等の家計に与える影響その 規定により算定された当該同 おける介護給付費又は訓練等給付費の額は、 支給決定障害者等が 同 一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用 他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、 一の月における介護給付費及び訓練等給 同項の規定により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超え百分 付費の合計額を控除して得た額 (特定費用を除く。) 同項の規定にかかわらず、 0) 額の合計 が 当 該支給決定障 当該同 額 か Š 0

に相当する額以下の範囲内において政令で定める額とする。

- 5 に代わり、 障害者等が当該指定障害福 支給決定障害者等が指定障 介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、 当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。 祉 サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用 :害福祉サービス事業者等から指定障害福祉 サービス等を受けたときは、 市町村 当該支給決定障害者等 (特定費用を除く。) 当該支給決定
- 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす
- が定める基準及び第四十三条第二市町村は、指定障害福祉サービ 障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設 備及び運営に関する基準 める基準及び第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項の厚生労 (施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。) に照らして審査の上、支払うものとする。 厚生労働大臣 (指定
- 8 定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託することができる。 市町村は、 前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に 規
- 9 練等給付費の請求に関し必要な事項は、 前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービ 厚生労働省令で定める。 ス事業者等の介護給付費及 び

## 特例介護給付費又は特例訓練等給付費)

- 用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 サー 市町村は、 ビス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用 次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、 当該指定障 (特定費
- 支給決定障害者等が、 むを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日 0 前 日までの間 緊急その 他
- に限る。以下 支給決定障害者等が、 「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。 指定障害福祉サービス等以外の障害福 祉サービス (次に掲げる事業所又は 施設により 行 わ れ るも 0
- 備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所 第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福 祉サー F

## 「基準該当事業所」という。)

口 び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の 設備 及

いう。)

- 三 その他政令で定めるとき。
- きは、 額を超えるときは、 臣が定める基準により算定した費用の額 基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えると ついては障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、当該指定障害福祉サービス等については前条第三項の厚生労働大臣が定める 町村が定める。 当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額) 当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額) (その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。 の百分の九十に相当する額を、当該基準該当障害福祉サービスに の百分の九十に相当する額をそれぞれ基準として 。 の
- 前二 項に定めるものの ほか、 特例 介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

### (介護給付費等の額の特例)

いて市町村が定めた割合」とする。 規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、 !することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける次の各号に掲げる介護給付費等の支給について当該各号に定める 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負 「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内にお

介護給付費又は訓練等給付費の支給第二十九条第三項

一 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給 前条第二項

## 十二条 市町村は、支給決定障守サービス利用計画作成費の支給)

対象障害者等」という。)が、 除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの 支給決定障害者等であって、 都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者 厚生労働省令で定める数以上の種 1 (以下 類 「指定相談支援事業者」という。)から の障害福祉サー (以下この条において「計画作成 ビス(施設 入所支援を

は、 当該指定に係る相談支援 T該計画: 作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、 (第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。 以下「指定相談支援」という。) を受けたとき サービス利用計画作成費を支給する。

- 2 サービス利 (その額 が現に当該指定相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定相談支援に要した費用の額) |用計| 画 [作成費]  $\mathcal{O}$ 額は、 指定相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用 とする。 0
- 3 ができる。 象障害者等に対し支給すべき額の限度において、 該指定相談支援事業者に支払うべき当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対 計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、 当該計画作成対象障害者等に代わり、 市町村は、 当該指定相談支援事業者に支払うこと 当該計画作成対象障害者等が
- 前項の規定による支払があったときは、 計画作成対象障害者等に対しサービス利用 計画作成費の支給があっ たものとみなす
- 5 限る。 び第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相 市 町村は、 )に照らして審査 指定相談支援事業者からサー が上、 支払うものとする。 ビス利用計画作成費の請求があったときは、 談支援の事業の運営に関する基準 第二項 (指定相談支援の の厚生労働大臣 取 扱 に関する部分に が定める基 準及
- 6 市町村は、 前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 し必 前各項に定めるもののほ 要な事項は、 厚生労働省令で定める。 か、 サービス利用計画作成費の支給及び指定相談支援事業者のサー ビス利用計画作成費の請 策に 関

## (高額障害福祉サービス費の支給)

- 対し、 定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、 象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規 高額障 市町村 .害福祉サービス費を支給する。 は、 支給決定障害者等が受けた障害福祉 サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対 著しく高額であるときは、 当該支給決定障害者等に
- 項 前項に定めるもの 障害福祉サー のほか、 ・ビスに要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、 高額障害福 祉サービ ス費の支給要件、 支給額その他高額障害福 政令で定める。 祉 ーサー ピ ス費の支給に関 必要な

## 特定障害者特別給付費の支給

- 第三十四条 う。 特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用 以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、当該指定障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、 び次条第一項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、 - 特定入所費用」という。) について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。 )に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及 市町村 は、 施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サー ビス(以下この項において「特定入所サービス」とい 指定障害者支援施設又はのぞみの園( (次条第一項にお 当該 いて
- 第二十九条第二項及び第五項から第八項までの規定は、特定障害者特別給付費の支給について準用する。この場合におい 要な技術的読替えは、政令で定める。 て
- 3 必要な事項は、 項に定めるもののほか、 厚生労働省令で定める。 特定障害者特別給付費の支給及び指定障害者支援施設等の特定障害者特別給付費の請 求に 関し

## 特例特定障害者特別給付費の支給)

できる。 又は基準該当施設における特定入所費用について、 三十五条 市町村は、 次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、 政令で定めるところにより、 特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等 特例特定障害者特別給付費を支給することが

- 得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 特定障害者が、 第二十条第 一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、 緊急その他やむを
- 二 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。
- 前項に定めるもののほか、 特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

## (指定障害福祉サービス事業者の指定)

- ビス事業所」という。)ごとに行う。 ス事業を行う者の申請により、 三十六条 第二十九条第 より、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所(以下この款一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、 障害福祉 (以下この款にお 障害福祉 て 「サー サービ
- ス」という。)に係る前項の申請は、 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス 当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。 (以下この条及び次条第一 項において 「特定障害福 祉 サー ビ

2

- 3 (介護に係る指定の申請にあっては、)) 府県知事は、第一項の申請があった っては、第二号から第十一号まで)のいずれかに該当するときは、があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号 第五号から第七号まで、第九号又は第 指定障害福 祉 サー ス
- 業者の指定をしてはならない。

満たしていないとき。

- 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、 申請者が法人でないとき。 第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準を
- 申請者が、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉 サー ・ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従 って
- 適正 な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 匹 五. 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑 申 その執行を終わり、 請者が、 禁錮以上の刑に処せられ、 又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき 、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 12 処せら
- を含む。)であるとき。 日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)で お より指定を取り消され、 ては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの った者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合におい 申請者が、第五十条第一項 ては、当該取消しの処分に係る行政手続法 その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人であ (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。 (平成五年法律第八十八号) 第十五条の規定による通知があった日前六十 以下この項に おいて同じ。 る場合に が規定に
- 七 当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第一項の規定による事業の廃止 (当該事業の廃止 申請者が、第五十条第一 について相当の 項の規定による指定の取消 理由がある者を除く。)で、 しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知 当該届 出の日から起算して五年を経過しない ものであるとき の届出をした者 があ 0 た 日 から
- に係る法人でない者 日前六十日以内に当該届出に係る法人 前号に規定する期 て五年を経過しないものであるとき。 間内に第四十六条第 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。 一項の規定による事業の廃止 (当該事業の廃止に ついて相当の理由がある法人を除く。)業の廃止の届出があった場合において、 )の管理者であった者で、 0) 申請者が、 当該届出 役員等又は 一 の 日 号の から起 通 届 出 知

十 九 申請者が、 申 請 申請者が、 法人で、 定の 法人でない者で、 申請 てない者で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 前 五. 年以内に障害福 祉 サービスに関し 不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

るときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。 よってこれを超えることになると認めるとき、 都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の 係る指定障害福祉サービスの量が、 ビス事業所の所在地を含む区域(第八十九条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域とする。)における当該申請に 都道府県知事は、 特定障害福祉サービスにつき第一 同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該 その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認め 項の申請があった場合において、 当該都道府県又は当該申請に 係 いるサー 指定に

## (指定障害者支援施設の指定)

第三十八条 申請により、 第二十九条第 施設障害福 一項の指定障害者支援施設の指定は、 祉サー ビスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、 厚生労働省令で定めるところにより、 行う。 障害者支援施 設 0 設 置

と認めるとき、 定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになる の総数が、第八十九条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指 定をしないことができる。 都道府県知 事は、 その他の当該 前項の申請があった場合において、 都 道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、 当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設 第二十九条第  $\mathcal{O}$ 八所定員 項の

いて準用する。この場合において、 第三十六条第三項(第四号、 第八号及び第十一号を除く。 必要な技術的読替えは、 )の規定は、第二十 政令で定める。 -九条第 項の指定障害者支援施設 の指 定に 0

## 指定相談支援事業者の指定)

第四 ついて準用する。 条 第三十六条 (第三項第四号、 この場合において、 第八号及び第十一号を除く。 必要な技術的読替えは、 )の規定は、 政令で定める。 第三十二条第 項の指定相談支援事業 0) 指

### (指定の更新)

第四十一条 談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。 第二十九条第一項の指定障害福祉サー ビス事業者及び指定障害者支援施設 の指定並びに第三十二条第  $\hat{\mathcal{O}}$ 定相

- 2 にその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 一効力を有する。 前項の更新の申請があった場合において、 同項の期間 (以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、 なおそ 、日まで
- 算するものとする。 前項の場合において、 指定の更新がされたときは、 その指定の有効期間は、 従前の指定の有効期間 の満 了 0 日の翌日から起
- えは、 第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、 政令で定める。 必要な技術的読

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務)

第四十二条 なければならない。 公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、 う。)は、 障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者(以下「指定事業者等」と 障害者等がその有する能力及び適性に応じ、 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 適性、 障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努め 教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつ

- 害福祉サービス又は相談支援の質の向上に努めなければならない。 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービス又は相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、 障
- 3 にその職務を遂行しなければならない。 指定事業者等は、 障害者等の人格を尊重するとともに、 この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、 障害者等の ため 忠実

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福 指定障害福祉サービス事業者は、 サービスに従事する従業者を有しなければならない。 当該指定に係るサービス事業所ごとに、 厚生労働省令で定める基

2 定障害福祉サー 指定障害福祉サー ビスを提供しなければならない。 ビス事業者は、 厚生労働省令で定める指定障害福祉サー ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従

## (指定障害者支援施設等の基準)

第四 有しなければ ·四条 指定障害者支援施設等の設置者 はならな は、 厚生労働省令で定める基準に従 い、 施設障害福 祉サー ビスに従事する従業者を

2 害福祉サー 指定障害者支援施設等の設置者は、 ビスを提供しなければならない。 厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従 施 設

## 指定相談支援の事業の基準)

第四十 う。)ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、 五 条 指定相談支援事業者は、 当該指定に係る相談支援事業を行う事業所 当該指定相談支援に従事する従業者を有しなければならない (以下この款において「相談支援事業所」

ばならない。 指定相談支援事業者は、 厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従い、 指定相談支援を提供 なけ

### 変更の届出等)

第四 に届け出なければならない。 事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、 称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の 日十六条 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該指定に係るサービス事業所又は相談支援事業所の 十日以内に、その旨を都道 足府県知·

定めるところにより、 指定障害者支援施設の設置者は、 十日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、 厚生労働省令で

#### (報告等)

第四十八条 祉 ビス事業者であった者等」という。 ビス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項におい ビス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サー 都道 使用知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉 )に対し、 報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、 サービス事業者若しくは指定障害 ビス事業者であった者等に対し て「指定障害福祉 指定障害福 福 サ

出 業所に立ち入り、 「頭を求り 又は当該 その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 職員に関係者に対して質問させ、 若しくは当該指定障害福祉サー ・ビス 事業者の当該指定に係るサー ・ビス

- 2 る。 九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、 同条第三項の規定は前項  $\mathcal{O}$ 規定による権限につい 7 用 す
- 3 4 前二 項及び第二項の規定は、 項の規定は、 指定障害者支援施設等について準用する。 指定相談支援事業者について準用する。 この場合において、 この場合において、 必要な技術的読替えは、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

### (勧告、命令等)

四 することができる。 と認めるときは、 る指定障害福 くは人員について第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働 又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告 九条 都道府県知事は、 温せサー 当該指定障害福祉サービス事業者に対し、 ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サー 指定障害福祉サービス事業者が、 期限を定めて、 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識 同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し ビスの事業の運営をしていない 若しくは技能 省令で定め

- きる。 ときは、 指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていないと認める くは人員について第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令 .条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することがで 都道府県知事は、 当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、 指定障害者支援施設等の設置者が、当該指定に係る施設及びのぞみの 期限を定めて、 同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、 園の従業者の知識若しくは技能若し で定める 又は
- て第四十五条第 都道 業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。 運営に関する基準に従って適正な指定相談支援の事業の運営をしていないと認めるときは、 府県知事 期限を定めて、 は、 一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援のは、指定相談支援事業者が、当該指定に係る相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員につい 同条第 項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、 又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支 当該指定相談支援

- に従わなかったときは、 知 事 ずは、 前三項の その旨を公表することができる。 規定による勧告をした場合において、 その勧告を受けた指定事業者等が、 前 三項  $\mathcal{O}$ 期限
- 5 置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、 都 府県知 事は、 第一 項から第三項までの規定による勧告を受けた指定事業者等が、 期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ 正当な 理 由 が なくてその 勧告に係 る措
- 6 都道府県知事は、 前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない

7

サー サー する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障 ス  $\mathcal{O}$ に 市 一町村は、 係るサービス事業所若しくは相談支援事業所又は施設の所在地の都道 事業の設備及び運営に関する基準、 ビス等又は指定相談支援を行った指定事業者等について、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福 ビスの事業、 介護給付費、 施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていないと認めるときは、 訓練等給付費、サービス利用計画作成費若しくは特定障害者特別給付費の支給に係る指定障 第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及 一府県知事に通知しなければならな その旨 運 祉 害福 堂営に 害福 サー 該指 祉 関 ピ

### (指定の取消し等)

五十条 条第一 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 都道府県知事は、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該指定障害福祉 サービス事業者に係る第二十九

- とき。 指定障害福祉サービス事業者が、 第三十六条第三項第四号、第五号、 第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至った
- 指定障害福祉サー ビス事業者が、 第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 指定障害福祉サービス事業者が 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、 第四 +
- に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉 業の運営をすることができなくなったとき。 サービス  $\mathcal{O}$ 事 業 0 設 備 及び 運
- 介護給付費若しくは訓 練等給付費又は 療養介護医療費の 請求に関し不正があったとき。
- 指定障害福祉サービス事業者が、 れてこれに従わず、 又は虚偽の報告をしたとき。 第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その 他 0) 物件の提出若しくは提示を命

七 られてこれに応ぜず、 行為を防止するため、 れてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求め 妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、 当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律

前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした

とき。 部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若し 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効 しくは一

に該当すると認めるときは、 市 町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれ その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 替えは、 前二項(第一項第十二号を除く。)の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的: 政令で定める。

的読替えは、政令で定める。 第一項 (第十二号を除く。) 及び第二項の規定は、指定相談支援事業者について準用する。 この場合において、 必要な技術

#### (公示)

第五十一条 都道府県知事は、 次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

事業者の指定をしたとき。 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定又は第三十二条第一 項の指

一 第四十六条第一項の規定による届出 に係るものを除く。)があったとき。 (同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休 止 及び

再開

 $\equiv$ 

几 害者支援施設又は指定相談支援事業者の指定を取り消したとき。 前条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の#第四十七条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退があったとき。 の規定により指定障害福祉 ーサー ビス事 業者、 指定障

## (自立支援医療費の支給認定

第五十二条 認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、 市町村等の自立支援医療費を支給する旨の

2 準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第十九条第二項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項及び第四項の規定は市町村が行う支給認定につい 7

### (支給認定の変更)

第五十六条 機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に五十六条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療 対し、 支給認定の変更の申請をすることができる。

2 があると認めるときは、 市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。 市町村等は、 前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要 厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合にお いて

う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項及び第四項の規定は市 政令で定める。 町 村が行

4 するものとする。 市町村等は、 第二項の支給認定の変更の認定を行った場合には、 医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、 れを返還

### 、自立支援医療費の支給

れた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療 十八条 省令で定めるところにより、 市 町村等は、支給認定に係る障害者等が、 当該支給認定障害者等に対し、 支給認定の有効期間内において、 (以下「指定自立支援医療」という。) を受けたときは、 当該指定自立支援医療に要した費用について、 第五十四条第二項の規定により定めら 自立支援医療費 厚生労

を支給する。

- 2 いては 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、 、この限りでない。 を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。 厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機 ただし、 緊急の場合その他やむを得ない事 由のある場合に 関に
- 3 支援医療に生活療養(同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。)が含まれるときは、 及び第三号に掲げる額の合算額)とする。 する食事療養をいう。 自立支援医療費の額は、第一号に掲げる額 以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、 (当該指定自立支援医療に食事療養 (健康保険法第六十三条第二項第一号に規定 当該指定自立
- 額 態その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用 の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該支給認定障害者等が同 自立支援医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該支給認定障害者等の家計に与える影響、 当該指定自立支援医療(食事療養及び生活療養を除く。 の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額 以下この号において同じ。)につき健康保険の療養に要する費用 一の月における指定 障害の状
- 5 厚生労働大臣が定める額を控除した額 当該指定自立支援医療 健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、 (食事療養に限る。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して カン
- して厚生労働大臣が定める額を控除した額 当該指定自立支援医療 健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、 (生活療養に限る。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案
- 4 の自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないとき
- 5 等が当該指定自立支援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、 る 定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定障害者等に代わり、 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、 当該指定自立支援医療機関に支払うことができ 市町村等は、 自立支援医療費として当該支給認 当該支給認定障害者
- 前 項 の規定による支払があったときは、 支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があったものとみなす。

6

## 、指定自立支援医療機関

- 第五十. の種類ごとに行う。 て政令で定めるものを含む。 九条 定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請により、同条第一項の厚生労働:第五十四条第二項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所立支援医療機関の指定) 同条第一項の厚生労働省令で定める自立支援医療 (これらに準ずるものとし
- をしないことができる。 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 指定自立支援医療機 関 指定
- 険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保
- 二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療費の支給に関し診療又は調 るとき。 さを欠くおそれがあるとして重ねて第六十三条の規定による指導又は第六十七条第一 項の規定による勧告を受けた 剤の内 ものであ 適 切
- であるとき。 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立吉申請者が、第六十七条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。 指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるもの
- 3 において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第三十六条第三項(第一号から第三号までを除く。) の規定は、 指定自立支援医療機関の指定について準用する。

### 、指定の取消し等

- 第六十八条 一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第五 十四四
- 号のいずれかに該当するに至ったとき。 指定自立支援医療機関が、第五十九条第三項の規定により準用する第三十六条第三項第四号、指定自立支援医療機関が、第五十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 第五号、 第十号又は第十一
- 指定自立支援医療機関が、 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。 第六十一条又は第六十二条の規定に違反したとき。

示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 指定自立支援医 |療機関 が、 第六十六条第 一項の規定により報告若しくは診療録が 帳簿書類その他 己の物件 の提出若 Ĺ は

五.

- 定による質問に対して答弁せず、 支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 指定自立支援医療機関 ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、 の開設者又は従業者が、 若しくは虚偽の答弁をし、 第六十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避したと 当該指定自立 同 項  $\mathcal{O}$
- 2 ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、 第五十条第一項第八号から第十二号まで及び第二項の規定は、 政令で定める。 前項の指定自立支援医療機関の指定の取消 し又は効力の停 止
- 第七十六条 を支給する。 みて、 一準以上であるときは、 条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、 当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者 市町村は、 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める 障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の この 限りでない。 状態 補装具費 (以下こ から
- 2 相当する額が、 の額とする。 当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。 補装具費の額は、 (その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用 以下この項において「基準額」という。)の百分の九十に相当する額とする。 当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは 補装具の 購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用 ただし、当該基準額の百分の十に
- 3 談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。 市 町 村は、 補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 身体障害者更生相
- 4 な技術的読替えは、 第十九条第二項から第四項 政令で定める。 までの規定は、 補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。 この場合において、 必要
- 5 労働大臣は、 第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、 必要な調査を行うことができる
- 前 各項に定めるもののほ か、 補装具費の支給に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

6

## (都道府県の地域生活支援事業)

2 第七十八条 特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。 都道 一府県は、 厚生労働省令で定めるところにより、 地域生活支援事業として、 前条第 項第一号に掲げる事業のう

支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等がその有する能力及び適性に応じ 都道府県は、 自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。 前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談

### (事業の開始等)

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 障害福祉サービス事業
- 一相談支援事業
- 二 移動支援事業

四 地域活動支援センターを経営する事業

五 福祉ホームを経営する事業

- に届け出て、 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、 前項各号に掲げる事業を行うことができる。 厚生労働省令で定める事項を都道府県知
- 3 都道府県知事に届け出なければならない。 項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、 変更の日から一月以内に、 その旨
- 4 で定める事項を都道 国及び都道府県以外の者は、 府県知事 に届け出なければならない。 第一項各号に掲げる事業を廃止 Ļ 又は休止しようとするときは、 あらかじめ、 厚 生 労働省令

### (報告の徴収等)

第八十一条 くは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、 の物件の提出若しくは提示を求め、 都道府県知事は、 障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、 又は当該職員に関係者に対して質問させ、 若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り 障害福祉サービス事業、 報告若しくは帳簿書類その 相談支援事

その 条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同名設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九 同条第三項の 規定は 前 項 の規定による権 限 に 0 1 · て 準

### (事業の停止

童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができ に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児 規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業 都道府県知事は、障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業を行う者が、この章の規定若しくは当該

障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者又はその設置者に対援センター若しくは福祉ホームが第八十条第一項の基準に適合しなくなったとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的 若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、当該障害福祉サービス事 て、 都道府県知事は、 その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。 障害福祉サービス事業を行う者又は地域活動支援センター若しくは福祉 ホームの設置者が、この 地域活動支 章の 規定

#### 市 町 ·村障害福祉計

第八十八条 下 「市町村障害福祉計 |町村障害福祉計画」という。) を定めるものとする。| |市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計

- 2 市 町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 方策

市 町 その他障害福 村障害福祉計 祉サービス、 声は、 当該市町村の区域における障害者等の数、 相談支援及び市町村の地域生活支援事業の その 提供体制の 障害の状況その 確保に関し 他 の事情を勘案して作成されなけれ 必要な事 項

- 4 域 ば ならな 福 市 祉計画その 町 村障害福 他 祉  $\bigcirc$ 計 法 画 律は、  $\mathcal{O}$ 規 障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、 定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定め 社会福 るも  $\mathcal{O}$ 祉 と調 法第百七条に規定する 和 が 保たれ たも  $\mathcal{O}$ でなけ 市 町 村 れ 地
- 5 措置を講ずるものとする。 市 町 村は、 市町 村 障害福 祉 計 画を定め、 又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 住民  $\mathcal{O}$ 意見を反映させるために 必 要な
- 6 ようとするときは、 ゔうとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならな障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障守 障害福祉 計画を定め、 又は変更し
- 7 市 町 村は、 市町 村障害福祉計画を定め、 又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 都道府県の意見を聴 心かなけ れ ばならな
- 8 市 町 村は、 市町 村 障害福 祉 計 画を定め、 又は変更したときは、 遅滞なく、 これを都道府県知 事に提出 I し な け れ ば な らな

#### 道 府県障 害福 祉 画

第八 障害福祉サービス、 九条 都道府県 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制ない、基本指針に即して、市町村障害福祉計1 は計 の画 確保に関する計画(以の達成に資するため、 ( 以 下 各市町村を通ずる広域 「都道府県障 害福祉 は計画」と、数的な見地、 という。 から、

- を定めるものとする。
- 都道府県障害福祉計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 量の見込み 当該都道· |府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの
- 前号の区域ごとの指定障害福祉サー ビス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のため O方
- する事項 第一号の区域ごとの指定障害福祉サー ビス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の 向 上の ために 講ずる措置に
- 几 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員 総数
- 五 指定障害者支援施設 の施設障害福祉 サービスの 項質  $\mathcal{O}$ 向 上のために講ずる措置 に 関 す える事

項

七六 域生活支援事 業の 種 類ごとの実施 に関 事

3

都 道 府 県障 他障害福祉サービス、 害福 祉 計画 は 障害者基本法第九条第二項に規定する都道 相談支援及び都道府県の地域生活支援事業 府県障害者計 0 提供 体 制  $\mathcal{O}$ 画 確 保に 社会福祉法第百八条に規定する都道 関し必要な事

府県地域福祉 でなければ はならな 支援計 画その 他 の法律の規定による計画であって障害者等の福祉 に関する事項を定めるものと調 和が保たれたも

- 神科病院 るものでなければならない。 都道府県障 (精神科病院以外の 害福祉計画は、 医療法 病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者の退院の促進に資す (昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計 三画と相、 まって、精
- 5 都道府県は、 都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第二十六条第 項の
- 6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更した地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならな

### (市町村の支弁)

第九十二条

- 費(以下「障害福祉サービス費等」という。)の支給に要する費用(介護給付費等、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、十二条(次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者 特 莂 給付
- 二 自立支援医療費(第八条第一項の政令で定める医療に係るものを除く。)、 の支給に要する費用 療養介護医療費及び基準該当療養介護
- 補装具費の支給に要する費用
- 町村が行う地域生活支援事業に要する費用

### (都道府県の負担及び補助

- 第九 のを負担する。 九十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、 第九十二条の規定により市 町村が支弁する費用について、 次に掲げるも
- 障害福祉サービス費等負担対象額」という。)の百分の二十五 等の支給に係る障害者等の障害程度区分ごとの人数その 第九十二条第一号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町 他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額 村における障害福祉サービス費 (以下「
- 第九十二条第二号及び第三号に掲げる費用のうち、その百分の二十五

2 る費用 都道 元のうち、足府県は、 同条第四号に掲げる費用の百分の二十五以内を補助することができる。当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市 一町村が

### (国の負担及び補

第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

- 二 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第二号及び第三号に掲げる費用の百分の五十一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十
- 第九十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、
- 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。一 第九十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲げる費用の百分の五十
- 費用(地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合に あっては、当該委託に係る費用を含む。)の百分の五十以内 第十九条から第二十二条まで、第二十四条及び第二十五条の規定により市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する
- 二号に掲げる費用の百分の五十以内 第九十二条及び第九十三条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、 第九十二条第四号及び第九十三条第

#### 審査請求)

第九十七条 ることができる。 市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、 都道府県知事に対して審査請求をす

前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

### (不服審査会)

第九十八条 費等不服審查会 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前条第一項の審査請 委員の定数は、政令で定める基準に従い、条例で定める員(以下「不服審査会」という。)を置くことができる。 求の 事件を取 り扱わせるため、 障害者介護

2 不服審査会の委員の定数は、 数とする。

3

者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、 委員は、 人格が高潔であって、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、 都道府県知事が任命する。 障害

第百 万円以 上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、 九 下の罰金に処する。 市町村審査会、 都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者が、正当な理由なしに、 一年以下の懲役又は百

2 の罰金に処する。 第二十条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以

第百十一条 る報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第四百十一条(第四十八条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によ 拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、 若しくは同項の規定による検査を

第百十五条 若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、 若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。 市町村等は、 条例で、正当な理由なしに、 第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず 答弁せ

は虚偽の報告若しくは虚偽 定を設けることができる。 くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しく の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、 妨げ、 若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規 答弁せず、若し

3 市町村は、条例で、第二十四条第二項又は第二十五条第二項の規定による受給者証 者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。 の提出又は返還を求められてこれに応じ

附則抄

(施行期日)

第 条 この法律は、 平成十八年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する

十五条 第二項 び 限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)及び 障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に 設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、 ス事業に係る部分を除く。 設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七 分に限る。)、第四十四条、 談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部 七条第二項において準用 に係る部分に限る。)、第二十八条第一項 る部分に限る。 十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施 九条から いて準用する場合に係る部分に限る。 補装具費の支給に係る部分に限る。)、第百十一条及び第百十二条 ビス利用 第五条第一 附則第二 第八十五条から第九十条まで、 第六項、 特定障害者特別給付費、 (療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節 (第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項 第六十五 .用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)及 十四四 項 十三条まで、 第九項から第十五項まで、 (居宅介護、 並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、 第六十八条から第七十条まで、 兀 する場合を含む。 + )、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、 特例特定障害者特別給付費、 应 第四十五条、 第四十六条、第四十八条から第五十条まで、 行動 特例特定障害者特別給付費、 弱援護、 第百 第九十二条、 )並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項 条、 児童デイサー )、第三十八条から第四十条まで、 第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。) 第十七項及び第十九項から第二十二項まで、 (第二号、 第百三条、 第九十三条、 第七十二条から第七十七条まで、 第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。 Ľ 療養介護医療費、 第百十 療養介護医療費 第九十五条、 期入所及び共同 六条から第百 く。)及び第二 (第四十八条第一項の規定を同 基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係 第三十条から第三十三条まで、 第九十六条、 十八条まで及び第百二十二条の 第四十 療養介護医療費、 基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給 生活援助 項第二号、 一条(指定障害者支援施設及び指定 第七十九条、 特定障害者特別給付費及び特例特定 に係る部 第五十六条から第六十条ま 第二章第 第九十八条から第百条まで 第三章、第四章 第五十一条 基準 第九十六条、 一節 分を除く。 (サービス利用計 第八十一条、 -該当療養介護医療費及 条第三項及び第四項に (サー (指定障害者支援施 及び第二項、 (障害福 ・ビス利! 規定 第百十条 画 祉サービ (第三十 用 『作成費 布 画  $\mathcal{O}$ 

附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第百十一条の規定 (第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第百十一条の規定 平成二十四年三月三十一日までの第百八条、第百十条、第百十二条、第百十三条及び第百十五条の規定 平成十八年十月一日 日 で政令で定める日

### (自立支援給付の特例)

とみなす。 九条から第三十五条まで、第七十条、第七十一条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条の規定の適用については、 児童福祉法第六十三条の四及び第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第十九条から第二十五条まで、

## (旧法指定施設に関する経過措置)

の十第一項の指定又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日において附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条 ら同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該旧法指定施設において行われる附則第三十五条の規定による改 とみなす。 とみなし、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、当該障害福祉サービスに係る第二十九条第一項の指定があったもの 祉法第五条第二項に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス(以下「旧法施設支援」という。)を障害福祉サービス 正前の身体障害者福祉法第五条第二項に規定する身体障害者施設支援又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福 附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五 (以下この条及び次条第一項において「旧法指定施設」という。) については、 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた 十八条第一項に規定する知的障害者援護施設であって 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日か

## 旧法施設支援に関する経過措置)

ときは 特定旧法指定施設」という。)から、旧法法指定施設(第五十条第三項において準用 法指定施設 支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、 政令で定めるところにより、 完施設」という。)から、旧法施設支援(以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。)を受けた((第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があったものとみなされた旧別期第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の目の前日までの間は、市町村は、 当該支給決定障害者等に対し、 当該指定旧法施設支援 (厚生労働省令で定める量の範囲

内  $\mathcal{O}$ のに限る。)に要した費用 (特定費用を除く。) に ついて、介護給付費を支給する。

- 2 した費用 特定費用を除く。)につき、 前 項の規定により支給する介護給付費の額は、 (特定費用を除く。) の額を超えるときは、 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 第二十九条第三項の規定にかかわらず、 当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額) (その額が現に当該指定旧法施設支援に要らず、指定旧法施設支援に通常要する費用 0) 百分の 九十に相当する
- 3 的読替えは、 第二十九条第四項の規定は、 政令で定める。 前 項の規定により算定される介護給付費の額について準用する。この場合におい て、 必要な

## 特定旧法受給者に関する経過措置

定 特定旧法指定施設に継続 給者」という。)は、 よる改正前 附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十第一項の施設訓練等支援費又は附則第五十二条の規定に 障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定による支給の決定(以下この条において「旧法施設支給決定」という。 よる改正前の身体障害者福祉法第十七条の十 一十二条 を行うものとする。 している間を含む。)は、第十九条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該旧法施設支給決定を行った市町村が支給決った特定旧法受給者にあっては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に継続して入 以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園のそれぞれの所在する場所に順次居住地を有するに 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に特定旧 の知的障害者福祉法第十五条の十一 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所している間 して一以上の他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園に入所することにより当 一第二項の規定による支給の決定又は附則第五十二条の規定による改正前 第一項の施設訓練等支援費を受けていた者 法指定施設に入所している附則第三十五条の (以下この条におい て「特定旧法受 の知的 規定に

- 法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの 力をしなけ 前項の 規定の適用を受ける障害者が入所している特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはのぞみの園 ばならない。 袁 の所在する市 町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市 は、 町村に、 必要な 以特定旧
- る第五十条第三項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない 特定旧法受給者については、 . 限 同 条第二号に掲げる規定の施行の日以後引き続き特定旧法指定施設に入所している間 附則第一 条第二号に掲げる規定  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 から同条第三号に掲げる規定の 理由 (当該特定旧法指 により、 行 定 た施設に ま

た市 ス等に要した費用 たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定旧法受給者に対し、当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉 項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。  $\mathcal{O}$ 町村は、 設に継 該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等)から指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等を受け 特定旧法指定施設 他 ·村は、当該特定旧法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受けた障害者とみなして、lの特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に継続して入所している間を含む。) は、当該E して一 (特定費用を除く。) について、 以 上 (当該一  $\mathcal{O}$ 他 の特定旧法指 以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設等に入所した特定旧法受給者にあっては 定施 設又は指定障害者支援施 介護給付費又は訓練等給付費を支給する。 設等に入所した特定旧法受給者にあ ただし、当該特定旧法受給者が 当該旧 当該 法施設支給決定を行 特定旧法 って 法受給者が サー

- 該現に その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、 わらず、 前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓 指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額とする。 同項の規定により算定される費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額( 練等給付費の額は、 第二十九 条第三 項の規定に か
- 5 額につい 第二十九条第四項の規定は、 て準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、 前項の規定により算定される特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は 政令で定める。 訓 練等 給 付
- 6 掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、 定 特定旧法受給者(支給決定障害者等であるものを除 の適用については支給決定障害者等と、 第三十四条第一 第二十九条第二項、 ₹, ) は、 項の規定の 附則第一条第二号に掲げる規定の施行 第五項及び第六項、第三十一条並びに第三十三条第一項の 適用については支給決定を受けた障害者とみなす。 0 日 から同り

#### 0 童 福 祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 抄

この法 は律で、 児童とは、 満十八歳に満たない . 者を 1 1 児 発を左 0 ように分ける。

- 乳児 満一歳に満たない
- 満一歳から、 に達するまでの
- 小学校就学の始期 の始期から、満十八歳小学校就学の始期に 満十八歳に達するまでの
- 0) 法律で、 障害児とは、 身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

- 定する措置 項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、 第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。 教育終了児童等 |のうち政令で定めるものを解除 (義務教育を終了した児童又は児童以 児 童自立生活援助事 されたものその他政令で定めるものをいう。 業とは、 第二十五条の七第 外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第 項 〈第三号に規定する児童自立 以下同じ。)につき第三十三条の六第 あわせて第二十五条の 生活 助 一項第三号に の実施
- により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、 生 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者 活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。 授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び が / 労
- なつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、 者につき必要な保護を行う事業をいう。 この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一 児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、 時 的 に 困 そ
- (4) 保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村 (特別区を含む。 以下同じ。 の区域内における原則としてすべ しその ての
- 要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育 について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦 )た保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。 いう。 必要な支援を行う事業をいう。 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その )に対し、 その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、 (以下「特定妊婦」という。) (以下「要支援児童等」 養育に関する相談、 指導、 他により把握 助言その 以下「
- を行う場所を開設し、 この法律で、 地域子育て支援拠点事業とは、 子育てについての相談、 厚生労働省令で定めるところにより、 情報の提供、 助言その他の援助を行う事業をいう。 乳児又は幼児及びその保 護者 が 相 互. 0) 交
- この 省令で定めるところにより、 法律で、 時 預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、 主として昼間において、 保育所その他の場所において、 時 的に 預かり、 必要な保護を行う事 厚生労
- (8) 小 規模住居型児童養育事業とは、 第二十七条第一 項第三号の措置に係る児童に っいい て、 厚生労働省令で定める

ところにより、保護者の て養育を行う事業をいう。 の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者 ない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童 (次条第一項に規定する里親を除く。 (以 下 「要保護児童」という の住居にお

省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。 居宅その他の場所において、 Ł のについて、 この法律で、 家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行う研修を修了した保育士その他 家庭的保育事業とは、 家庭的保育者による保育を行う事業をいう。 乳児又は幼児であつて、 市町村が第二十四条第一 項に規定する児童に該当すると認め 以下同じ。)の の厚生労働

第六条の三 あつて、 道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。 養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、 この法律で、 里親とは、 養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者で

この法律で、 道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者で 第三十四条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。 養育里親とは、 前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、 かつ、

第七条 害児施設、 自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。 この法律で、 知的障害児通園施設、 児童福祉施設とは、 盲ろうあ児施設、 助産施設、 乳児院、 肢体不自由児施設、 母子生活支援施設、 重症心身障害児施設、 保育所、 児童厚生施設、 情緒障害児短期治療施 児童養護施設、 知的 児

2 設支援及び重症心身障害児施設支援をいう。 この法律で、 障害児施設支援とは、 知的障害児施設支援、 知的障害児通園施設支援、 盲ろうあ児施設支援、 肢体不自由児施

3 知識技能 この法律で、 の付与をいう。 知的障害児施設支援とは、 知的障害児施設に入所する知的 2障害の ある児童に対して行われる保護又は 治 療 及び

(4) 法律で、 知的障害児通 園施設支援とは、 知 的 障害児通 園施設に通 う知 の障害の あ る児童に対して行われ る保護及び 知

(5) この 法律で、 に対して行われる保護及び指導又は援助をいう。 盲ろうあ児施設支援とは、 盲ろうあ児施設に入所する盲児 (強度の弱視児を含む。) 又はろうあ児 (強度の

- 研究等を行う独立行政法人に関する法律 の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)において、上肢、下肢又は体究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センタ この法律で、肢 の機能の障害 (以下「肢体不自由」という。) のある児童に対して行われる治療及び知識技能の付与をい 体不自-由児施設支援とは、肢体不自由児施設又は独立行政法 人国立病院機構若しくは高度専 門医療に関する
- 重度の肢体不自由が重複している児童に対して行われる保護並びに治療及び日常生活の指導をいう。 この法律で、重症心身障害児施設支援とは、重症心身障害児施設に入所し、又は指定医療機関に入院する重度の知的 障

第十二条の三 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。-二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

- 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- おいて、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学に

社会福祉士

る資格を得た後二年以上所員として勤務した者 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員 以下 「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉 司 た

五. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

- 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- 4 又はこれに準ずる資格を有する者が、 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者 それぞれ一人以上含まれなければならない。
- 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。
- 第二十一条の三 定によつて請求することができる診療報酬 都道府県知事は、 指定療育機関の診療内容及び診療報酬 の額を決定することができる。 0 請 求を随時審 査し、 カコ 。 つ、 指定療育機 関 が 前 0)
- 指定療育機関は、 都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。
- 診療報酬 都道府県知事は、 支払基金法 第一項の規定により指定療育機関が請求することができる診療報酬 (昭 和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会、 国民健 康保険法 の額を決定するに当たつては、 (昭和三十三年法律第百

に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査 機関  $\mathcal{O}$ 意見を聴かなけ ればならない。

- 4 の他厚生労働省令で定める者に委託することができる。 都道 足府県は、 指定療育機関に対する診療報酬 の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、 国民健 康保険団体連合会そ
- 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二十一条の六 。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により同法に規定する介護給付費又は特例介護給付費(第五十六条の 政令で定める基準に従い、 六第一項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項 に規定する障害福祉サービス 障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することが (以下「障害福 当該障害児につき、 祉 サー ビス」という

第二十一条の七 ときは 正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
「の七」障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う者は、 前条の規定による委託を受けた

該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第二十一条の十一市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応 全育成事業の利用の促進に努めなければならない。 市町村は、児童の健全な育成に資するため、 地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、 第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する施設給付決定保護者(以下この条において「施設給付決定保護者」という する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び治療に要する費用 定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対 )に入所又は入院 、以下「特定費用」という。) を除く。) について、障害児施設給付費を支給する。 盲ろうあ児施設、 )が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する知的障害児施設、 肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関 (以下「入所等」という。) の申込みを行い、当該指定知的障害児施設等から障害児施設支援 当該指定施設支援に要した費用 (以 下 「指定知的障害児施設等」という 知的障害児通園施設 (食事 の提供に要 (以下

- 労働大臣 えるときは 障害児施 が 定める基 当該現に指定 付費 準により算定した費用の  $\hat{O}$ 額 は 施設支援に要した費用の 障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用 額 (その額 額 0 が現に当該指定施設支援に要した費用 百分の九十に相当する額とする。 (特定費用を除く。) (特定費用を除く。 につき、 0) 額を超
- 設給付費の額は、 る影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、 より算定され いて政令で定める額とする。 施設給付決定保護者が同 た当該同 同項の規定により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範 一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、 一の月に受けた指定施設支援に要した費用 同項の規定にかかわらず、 (特定費用を除く。 当該施設給付決定保護者の家計に与え 。 の 当該同一の月における障 額の合計 額 から、 前 項 0 開内に 害児施 規定に

第二十四条の三 援の種類ごとに、 障害児の保護者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 前条第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けようとするときは、 都道府県に申請 しなければならない。 障害児施

- 況 支給の要否を決定するものとする。 都道府県は、 当該障害児の保護者の障害児施設給付費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、 前 項 の申請 が行われたときは、 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度、 当該障害児の介護を行う者 障害児施 設 給 付費  $\mathcal{O}$
- 前項の規定による決定を行う場合には、 児童. 相 談所長の意見を聴か なければならない。
- 4 間を定めなければならない。 障害児施設給付費を支給する旨の決定 (以下「施設給付決定」という。) を行う場合には、 障害児施設給付費を支給する期
- 前項の期間 は、 障害児施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする
- 記載した受給者証 都道府県は、 )に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 施設給付決定をしたときは、 (以下「施設受給者証」という。) を交付しなければならない。 当該施設給付決定を受けた障害児の保護者 第四項の規定により定められた期間 (以 下 (以下「給付決定期間」という。 施設給付決定保護者」という ) を
- 受給者証 指定施設支援を受けようとする施設給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、 限 を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。 りでな ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由 指定知的 障害児施設等に施 のあ る場合につい 7 設
- 設等に施設受給者証を提示したときに限る。) 決定保護者が指 定 知的障害児施設等から指定施設支援を受けたとき は、 都道府県は、 当該施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施 (当該施設給付決定保護者が当 定 知

に支給すべき額の限度において、 支払うべき当該指定施設支援に要した費用 当該施設給付決定保護者に代わり、 (特定費用を除く。)について、障害児施設給付費として当該施設給付決定保護者 当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

- 前項の規定による支払があつたときは、当該施設給付決定保護者に対し障害児施設給付費の支給があつたものとみなす。
- る。)に照らして審査の上、支払うものとする。 及び第二十四条の十二第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準 都道府県は、 指定知的障害児施設等から障害児施設給付費の請求があつたときは、 (指定施設支援の取扱いに関する部分に限 前条第二項の厚生労働大臣が定める基準
- 他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 都道府県は、 前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会そ
- 第二十四条の四 施設給付決定に係る障害児が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 施設給付決定を行つた都道府県は、 次に掲げる場合には、 当該施設給付決定を取り消すことができる。
- 施設給付決定保護者が、給付決定期間内に、 当該都道府県以外の都道 一府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めると
- 給付決定保護者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。 前項の規定により施設給付決定の取消しを行 つた都道府県は、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該取 消
- 前二項に定めるもののほ か、 施設給付決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十四条の五 規定を適用する場合においては、 府県が定めた割合」とする。 を負担することが困難であると認め 都道府県が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児施設支援に要する費用 同項中 `た施設給付決定保護者が受ける障害児施設給付費の支給について第二十四条の二第二項の 「百分の九十」とあるのは、 「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道
- 障害児施設: 一十四条の六 ころにより、 給付費の合計額を控除して得た額が、 高額障害児施設給付費を支給する。 都道 一府県は、 ・控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設給付決定保護者に対し、政令で定めると施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に要した費用の合計額から当該費用につき支給された
- 前項に定めるもの のほか、 高額障害児施設給付費の支給要件、 支給額その他高額障害児施設給付費の支給に関 し必要な事 項

は 指定施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、 政令で定める。

第二十四条の七 る障害児 障害児食費等給付費を支給する。 定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、 害児施設等に入所し、 (知的障 都道 害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く。)が、 府県 当該指定知的障害児施設等から指定施設支援を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、 は 施設給付決定保護者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働 政令で定めるところにより、 給付決定期間内におい 省令で定めるものに て、 指定知的 特定入所 当該指

第二十四条の三第七項から第十一項までの規定は、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。 特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。 この場合に お

第二十四条の八 で定める。 給及び指定知 的障害児施設等の障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請 この款に定めるもののほ か、 障害児施設給付費、 高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費 求に関し必要な事項 は、 厚生労働省令 の支

第二十四 申請があつたものについて行う。 盲ろうあ児施設、 |条の九 第二十四条の二第一項の指定は、 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設 厚生労働省令で定めるところにより、 (以下「知的障害児施設等」という。) であつて、 知的障害児施設、 知的障害児通 その ?設置者 園施

してはならない。 医 |療機関を除く。 都道府県知事は、 第二十四条の十三、第二十四条の十四、 前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第二十四条の十七及び第二十四条の十八において同じ。 指定知的障害児施設等 (T) 治定を (指定

申請者が法人でないとき。

る基準を満たしていないとき。 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知 識及び技能並びに人員が、 第二十四条の十二第 項 0 厚生労働省令で定め

三 適正 申請者が、 な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。 第二十四条の十二第二項 の厚生労働省令で定める指定 知 的 障害児施設等  $\mathcal{O}$ 設 備及び 運営に関する基準

従

って

几 ・請者の役員 (業務を執行する社員、 取締役、 執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相 談役、 顧問その他い かなる名称を

(T) 有 有する者であるか 刑に処せられ するものと認められる者を含む。)又は当該申請に係る知的障害児施設等の長 を問 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 わず、 法 人に対し業務を執行する社員、 取締役、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配 (以下「役員等」という。 ) が、 禁錮以上 力を

五. り罰金の刑に処せられ、 申請者又は申請 者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 0) 規定によ

申請者が、第二十四条の 十七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であると

七 五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、 申請者の役員等が、 第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 当該取 消 しの 日 第

ら当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者 から起算して五年を経過しないものであるとき。 申請者が、第二十四条の十七の規定による指定の取消 :しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通 知があ つた日か (当

九 該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、 前号に規定する期間内に第二十四条の十四の規定による指定の辞退があつた場合において、 当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 申請者の役員等が、 同号の通

知の日前六十日以内に当該辞退に係る法人 当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 (当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であつた者

申請者又は申請者の役員等が、 指定の申請前五年以内に障害児施設支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者である

活を営むことができるよう、 意向、 四条の十一 適性、 障害の特性その他 指定知的障害児施設等の設置者は、 行政機関、 の事情に応じ、 教育機関その他 効果的に行うように努めなければならない。 障害児がその有する能力及び適性に応じ、 の関係機関との緊密な連携を図りつつ、 障害児施設支援を当該 自立した日常生活又は社会生 **|**障害児

害児施設支援の質 指定 知的障害児施設等の設置者は、  $\mathcal{O}$ 向上に努めなければならない。 その提供する障害児施設支援の質の評価を行うことその他 心が措置 [を講ずることにより、

及びその保護者の 指定知的障害児施設等の設置者は、 ため忠実にその職務を遂行しなければならない。 障害児の人格を尊重するとともに、 この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、 障害

なければならな 四条の十二 指定知的 障 害児施設等の設置者 は、 厚生労働省令で定める基準に従 V, 指定施設支援に従事する従業者を有

設支援を提供しなければならない。 指定知的障害児施設等の設置者は、 厚 生 労働省令で定める指定知的障害児施 設等の設備及び 運営に関する基 準に従 指定

第二十四条の十三 生労働省令で定めるところにより、 指定知的障害児施設等の設置者は、 十日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは

兀 条の十四 指定知的障害児施設等は、 三月以上の予告期間 を設けて、 その指定を辞退することができる。

は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等に立ち入り、 二十四条の十五 件を検査させることができる。 の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求 (以 下 「指定施 設設置者等」という。)である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書 都道府県知事は、必要があると認めるときは、 指定知的障害児施設等の設置者若しくはその長その他 その設備若しくは帳簿書類その 類その 己の従業 他 又

があるときは、これを提示しなければならない。 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯 Ü カン つ、 関係者の 請

項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認めら うれたも のと解釈してはならない。

第二十四条の十六 ときは、 くは人員につい 条第二 める指定知的障 項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することがで 指定知的障害児施設等の設置者に対し、 て第 害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認める 都道府県知事は、 二十四条の十二第一 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能 項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、 期限を定めて、 同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守 又は同条第二項の厚生労働省令で 又は

- 2 期限内にこれ 道 府 県 知 に従わなかつたときは、 事 は、 前 項の規定による勧告をした場合において、 その旨を公表することができる。 その勧 告を受けた指定知的 障害児施 設等の設 置者 が 同 項 0
- (3) を命ずることができる。 置をとらなかつたときは、 都道 府県知事は、 第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、 当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、 期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきこと 正当な理由 が なくてその 勧
- (4) 都道府県知事は、 前項の規定による命令をしたときは、 その旨を公示しなければならない。
- 1条の二第一項の指定を取り消し、二十四条の十七 都道府県知事は、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 次の各号のいずれかに該当する場合にお いては、 当該指定知的障害児施設等に係る第二十
- 指定知的障害児施設等の 設置者又はその役員等が、 第二十四条の九第二項第四 号、 第五号、 第七号又は第九号の 11 ず れ カ
- に該当するに至つたとき。
- 指定知的障害児施設等の設置者が、
- 一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 指定知的障害児施設等の設置者が、 当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十一第三項の規定に違反したと認められるとき。 第二十四 <del>[</del>条 か 十
- 営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定 知的障 害児施設等の設備 及び
- 五. 障害児施設給付費、 特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の請求に関し不正があつたとき。
- れてこれに従わず、 指定施設設置者等が、 又は虚偽の報告をしたとき。 第二十四条の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜら
- 七 害児施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 て答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 指定施設設置者等が、 ただし、当該指定知的障害児施設等の従業者がその行為をした場合において、 第二十四条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、 その行為を防止するため、 妨げ、 同項の規定による質問に 若しくは忌避したとき 当 T該指 定 知的 対
- 指定知的 **?**障害児: 施設等の 設置者が、 不正の手段により第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほ 政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反 か、 指定知的 障害児施設等の設置者が、 この法律その他国 したとき。 民の保健医療若しくは福祉に関する法

渾

- とき。 前各号に掲げる場合のほ か、 指定知的障害児施設等の設置者が、 障害児施設支援に関し不正又は著しく不当な行為をした
- うとするとき前五年以内に障害児施設支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 指定知: 的 度害児施設等の設置者又はその役員等のうちに指定の取 消し又は指定の全部若しくは 部 の効力の停止をしよ
- 第二十四条の十八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
- 第二十四条の二第一項の指定知的障害児施設等の指定をしたとき。
- 第二十四条の十四の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退があつたとき。
- 二 前条の規定により指定知的障害児施設等の指定を取り消したとき。
- 第二十四条の十九 及び助言を行わなければならない。 都道府県は、 指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、 その利用に関 相談に応じ、
- する。 調整を行うとともに、必要に応じて、指定知的障害児施設等の設置者に対し、当該障害児の利用についての要請を行う善都道府県は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定知的障害児施設等の利用についてあつせ ての要請を行うものと しん又は
- 指定知的障害児施設等の設置者は、 前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 第二十四条の二十 療に係るもの(以下「障害児施設医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四名 施設給付決定保護者に対し、 都 道府県は、 当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費を支給する。児施設医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、 16る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。施設給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定 指定知的障害児施設等 )から障害児施設支援のうち治 当該障害児に係る (病院その他

障害児施設医療費の額は、

次に掲げる額の合算額とする。

方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該施設給付決定保護者が同一の月における障害児施設医 いう。 当該障害児施設医療 要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん 以下この 項において同じ。)を除く。以下この号において同じ。)につき健康保険の療養に要する費用 (食事療養 (健康保険法 (大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養  $\mathcal{O}$ 額 算定

定した額の範 て政令で定め 囲内において政令で定めるところにより算定した額 る額を超えるときは、当該障害児施設医療につき健 康保険の療養に要する費用の額 の算定方法  $\mathcal{O}$ 例 り

- 当該障害児施設 生労働大臣が定める額を控除した額 健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額 医療 (食事療養に限る。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定 施設給付決定保護者の所得の状況その他の事情 した額 を勘案して から
- の障害児施設医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないとき
- (4) して当該施設給付央定呆獲券こち合けさら負うままするい。、「ごご」が設定療に要した費用について、設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該障害児施設医療を受けたときは、都道府県は、 に支払うことができる。 して当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、 当該施設給付決定保護者に代わり、 当該指定知的障害児施設等 当該障害児に係る施 障害児施設医療費と
- 項の規定による支払があつたときは、 当該施設給付決定保護者に対し障害児施設医療費の支給があつたものとみなす。

とあるのは「第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるの のとする。 的障害児施設等に対する障害児施設医療費の支給について準用する。この場合において、 一十四条の二十一 「診療方針」と、 第二十一条の三(第二項を除く。 第二十一条の規定は指定知的障害児施設等について、 )中「診療報酬の」とあるのは 第二十一条の二及び第二十一条の三の 「障害児施設医療費の」と読み替えるも 第二十一条中「前条第二項の 規定は 医療」

第二十四条の二十二 当するものが行われたときはその限度において、 る限度において、 基づく給付であつて政令で定めるもののうち障害児施設医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定め 当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担 障害児施設医療費の支給は、 当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他 行わない。 において障害児施設医療費 の支給に  $\mathcal{O}$ 法令に 相

関し必要な事項は、 四条の二十三 この款に定めるものの 厚生労働省令で定める。 ほ か、 障害児施設医療費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設医療費の

第二十五条の七 第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。 必要があると認めたときは、 市 ·町村 (次項に規定する町村を除く。) は、 要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし ) について

- める者は、これを児童相談所に送致すること。 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認
- 9る知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七早 (昭和三十五年法律第三十七号) 第九条第五項 に規定
- する知的障害者福祉司 児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号) 第八条の二第一項の規定による出頭の 求 8 及び調 査若しく

第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第

は質問

- 産 福 祉事務所を設置していない町村は、 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。 要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、 通告児童等又は妊
- 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認
- める者は、これを児童相談所に送致すること。 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、 第二十九条若 しくは 保 護 0

施

適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相

談所長

に通

知すること。

受けた児童及び相談に応じた児童、 を採らなければならない。 条第 児童相 号又は少年法 談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項 (昭和二十三年法律第百六十八号) その保護者又は妊産婦について、 第六条の六第一項 必要があると認めたときは、 若しくは第十八条第一項 次の各号のいずれかの措置 の規定による送致を 第 一号

- 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の六 のに指導を委託すること。 に おいて「相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるも 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援 セ ンター
- 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- は通知すること。 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町 ·村の長に報告し、 又
- 五. 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ے ک 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通 知する
- 七 通知すること。 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係 る市 町 村 0 長に
- についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、 性行、 参考となる事項を記載しなければならない。 健康状態及び家庭環境、 同号に規定す
- 第二十七条 次の各号の 'のいずれかの措置を採らなければならない。 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童に つき
- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 童家庭支援センター、 庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児 る者に指導を委託すること。 児童又はその保護者を児童福祉司、 当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第 知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家 項 第二号に規定する厚生 一労働省令で定め
- 害児通園施設、盲ろうあ児施設、 施設に入所させること。 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託 肢体不自由児施設、 重症心身障害児施設、 Ļ 又は乳! 児院、 情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援 児童養護施設、 知的 障 害児 施 知的 障

几 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- とができる。 都道府県は、 これらの児童を入院させて肢体不自 第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、 由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託 前項第三号の措置に代えて、 指定医療
- (3) 所の決定による指示に従わなければならない。 都道府県知事は、 少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、 第一 項の措置を採るにあたつては、 家 庭 裁
- (4) これを採ることができない。 第一項第三号又は第二項の措置は、 以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、 児童に親権を行う者 前項の場合を除いては、 (第四十七条第 項の規定により親権を行う児童福祉施設 その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して 0 長を除
- (5) 都道府県知事は、 児童相談所長の意見を聴かなければならない。 第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の 措置を解除 į 停 止 Ļ 又は 他の措置に変更する場合には
- 若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、 意見を聴かなければならない。 十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。) 若しくは第一 都道府県知事は、 政令の定めるところにより、 停止し、 第一項第一号から第三号までの措置 若しくは他の措置に変更する場合には、 一項の措置を採る場合又は第一 (第三項の規定により採るもの及び第二 都道府県児童福祉 項第二号 審議会の

第三十一条 申込みがあり、 することができる。 都道府県等は、 かつ、 必要があると認めるときは、 第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、 満二十歳に達するまで、 引き続きその者を母子生活支援施設において保護 その保護者から

- 児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、 童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、 護施設、 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、 知的障害児施設 児童 福祉 施設に在所させる措置を採ることができる。 (国の設置する知的障害児施設を除く。)、盲ろうあ児施設、 同号の規定により国の設置する知的障 引き続き同号の規定による委託を継続 情緒障害児短期治療施設若 - 害児施設に入所した 又は児童 しくは児 又はそ
- 都道府県は、 定医療機関に入院した第四十三条の三に規定する児童については満二十歳に達するまで、 第二十七条第一 項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託によ 第二十七条第一項第三号の規定

に在所させ、 規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、 により重症心身障害児施設 若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることが に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条 引き続きその者をこれらの児童 福 祉施  $\mathcal{O}$ 兀 で

- 4 項に規定する措置とみなす。 前三項に規定する保護又は 措置は、 この法律の適用については、 母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二
- 第二項又は第三項の場合においては、 都道府県知事は、 児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十三条の十 児院、 当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する された児童 。 以 下 指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談 児童養護施設 「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、 (以 下 この 「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。 法律で、 知的障害児施設等、 被措置児童等虐待とは、 情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他 小規模住居型児童養育事業に従事する者、 入所する児童又は一時保護を加え、 若しくは加えることを委託 しく はその同 所  $\mathcal{O}$ の従業者 所長、

- 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他 の児童
- 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行う

第三十三条の十四 措置児童等の くは次条第一項 都道府県は、 状況 \沢の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。《の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被 前項に規定する措置を講じた場合において、 都道府県は、第三十三条の十二第 一項の規定による通告、 必要があると認めるときは、 同条第三項の規定による届出若しくは第三 小規模住居型児童養育事業 当該被

児童養護施設、

知的障害児施設等、

情緒障害児短期治療施設、

児童自立支援施設、

指定医療機関

第十二条の

兀

口に規

は業務 置児童等虐待の防 切な措置を講ずるものとする。 定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しく の適正 な運営又は適切な養育を確保することにより、 止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他 当該通告、 届出、 通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措 の被措置児童等の保護を図るため、 適

であると認めるときは、 規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講 通 都道府県の設置する福祉事務所、 知しなければならない。 都道府県の設置する福祉事務所の長、 児童相談 談所又は市町村が第三十三条の十二第一 児童相談所の所長又は市町村の長は、 項の じた場合において、第一項の措置 規定による通告若しくは同条第三 速やかに、 都道府 が必必 加事 項 要 0

第三十四条 何人も、 次に掲げる行為をしてはならない

- 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 児童にこじきをさせ、
- 、又は児童を利用してこじきをする行為
- 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行為 . 遊芸その他の演技を業務としてさせ

る行為

四の二 若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、 又は道路その他これに準ずる場所で物品の販 配 布

四の三 話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為 て行う満十五歳に満たない児童を、 年法律第百二十二号)第二条第四項 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、 当該業務を行うために、 の接待飲食等営業、 同条第六項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供 の店舗型性風俗特殊営業及び同 展示若しくは拾集又は役務の提供を業務とし 条第九項 0 (昭和二十 店舗型電

五. 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六 児童に淫行をさせる行為

七

児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、 各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、 人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、 営利を目的として、 刑罰法令に触れる行為をなすおそれ 児童の養育をあつせんする行為 他人に児童を引き渡す行為 のある者に 知

展示

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

は、 児童養護施設、 それぞれ第四十一条から第四十三条の三まで及び第四十四条に規定する目的に反して、 知的障害児施設、 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は児童自立支援施設に 入所した児童を酷使してはならな において

第三十四条の三 都道府県知事に届け出て、 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

- 2 道府県知事に届け出なければならない。 国及び都道府県以外の者は、 前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都
- 国及び都道府県以外の者は、 あらかじめ、 厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、 又は休止しようとするときは

第三十四条の四 型児童養育事業を行う者に対して、 事務所若しくは施設に立ち入り、 都道 府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居 必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、 設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 関係者に対して質問させ、 若しくはそ

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、 前項の場合について準用する。

第三十四条の五 係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、 基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、 都道府県知事は、 ついてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくは その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一 れを拒んではならない。 相談支援事業、 小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第 項の規定による委託を受けたときは、 正当な理由がな 一項第二号、 限

第三十四条の七 市町村、 社会福祉法人その他の者は、 社会福祉法の定めるところにより、 放課後児童健全育成事業を行うこと

#### ができる。

第四十二条 知識技能を与えることを目的とする施設とする。 知的障害児施設は、 知的障害のある児童を入所させて、 これを保護し、 又は治療するとともに、 独立自活に必要な

第四十三条 必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。 知的障害児通園 施設は、 知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、 独立自活

第四十三条の二 盲ろうあ児施設は、 れを保護するとともに、 独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする。 盲児 (強度の弱視児を含む。) 又はろうあ児 (強度の難聴児を含む。) を入所させて、こ

第四十三条の三 的とする施設とする。 肢体不自由児施設は、 肢体不自由のある児童を治療するとともに、 独立自活に必要な知識技能を与えることを

第四十三条の四 するとともに、 治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。 重症心身障害児施設は、 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護

第四十三条の五 その情緒障害を治し、 情緒障害児短期治療施設は、 あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。 軽度の情緒障害を有する児童を、 短期間、 入所させ、又は保護者の 下から通 わ せ

第四十四条の三 は、 又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、 第六条の二各項に規定する事業を行う者、 里親及び児童福祉施設 (指定知的障害児施設等を除く。) この 0 設置者 法

第四十七条 後見人があるに至るまでの間、 児童福祉施設 の長は、 親権を行う。 入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、 ただし、 民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、 親権を行う者又は未成 厚生労働省令

の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、 8 必要な措置をとることができる。 児童福祉 施設の長、 その 行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親、 教育及び懲戒に関  $\mathcal{O}$ は 福 祉 入 所中 のた

第四 施設の 十八 する保護者に準じて、 が長、 その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚 児童養護施設、 その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。 知的障害児施設、盲ろうあ児施設、 肢体不自 生労働省令で定める者並びに里親は、 由 児施設、 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援 学校教育法に

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

児童福祉司及び児童委員に要する費用

児童相談所に要する費用(第九号の費用を除く。

五四第二十

第二十条の措置に要する費用

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

号に 助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。 都道府県の設置する助 おいて同じ。 産施設又は母子生活支援施設におい て市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用 第六号の三及び次条第二

六の二 五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用(保育所における保育を行うことにつき第四十 次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。

六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

六の四 児施設給付費等」という。 障害児施設給付費、 高額障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付 の支給に要する費用 費又は 障害児施設医療費 (以下 障

七 又は委託後の養育につき、 都道府県が、 第二十七条第一 第四十五条の最低基準を維持するために要する費用 項第三号に規定する措置を採 つた場合におい て、 入所又は委託に要する費用及び (国 の設置する乳児院、 児童養護 入 施 所後の保 知

又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。 的障害児施 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、 肢体不自由児施設、 重症心身障害児施設 情緒障害児短期 治 療施

七の三 七 *の* 都道府県が、 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用 第二十七条第二項に規定する措置を採つた場合において、 委託及び委託後の治療等に要する費用

八 一時保護に要する費用

児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十三条 号及び第五号から第十号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を 第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十 政令の定めるところにより、

の二分の一を負担する。

第五十五条 を負担しなければならない。 都道府県は、 第五, 十一条第一号、 第二号及び第四号の費用に対しては、 政令の定めるところにより、 その四 一分の

第五十六条 徴収することができる。 法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、 都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は 厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者(民 部を

部又は一部を徴収することができる。 号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五 本人又はその扶養義務者から、 その負担能力に応じ、 その費用の全

弁した市町村の長は、 を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支 本人又はその扶養義務者から、 当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響

に限り、 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、 前項に規定する額の収: 政令で定めるところにより、 納 の事務については、 私人に委託することができる。 収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認め 当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事 は、

F.C.

は 項に て「医療機関」という。)に支払うべき旨を命ずることができる。 養義務者に対 L て、 その負担能 力に応じ、 その費用  $\mathcal{O}$ 全部 又 は 部 を 同 条に規定 する医療 の給 付 を行う 医 関

- 医療機関 本人又はその扶養 0 都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。の扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療 療機 関 に支払つたときは、 当
- 養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。 た額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、 第五項に規定する措置が行われた場合において、 本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命 都道府県知事は、 本人又はその扶 ittら.
- 五項のは 対し、 都道府県知 規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、定府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、 必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。 本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、 第二項若しくは第三項の規定による費用 の徴収 文は 官
- 項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の 扂 住地 文は 財 産 所 在 地  $\mathcal{O}$ 都
- とができる。 定する費用については国税の、 、る費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地、1一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納:1県又は市町村に嘱託することができる。 この場合における徴収金の先取特権の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとする。 方税の滞納処分の例により処分するこ 付しない者があるときは、 項 E 規

第五十六条の二 及び市 当該児童福 |分の三以内を補助することができる。 町村以 人が設置する児童福祉施設 祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。 (外の者が設置する児童福祉施設について、その新設(社会福祉法第三十一条第一一 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四 新設 ただし、 に限る。 一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計 修理、 修理、改造、 拡張又は整備 5第三十一条第一項の規定により設立され第三十五条第四項の規定により、国、都 。 以 下 「新設等」という。)に要する費用 都道. た社会 府 は

- 人若しくは その児童 福祉施 団法 設が、 人の設置 社会福祉法第三十一条第一項の するもの であること。 規定により設立 され た社会福祉法 人、 日本赤十字社又は 公 益社 寸
- か 又は保育の実施等を必要とする児童、 その地域に、 祉 施 が主として利用され 都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設が その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、 る地域において、  $\mathcal{O}$ 法 は律の規定に基づく 障害児施設給付費の ない 同種の児童福 カゝ 又はあつてもこれが十分でな 祉施設が必要とされるに 所させる措

ا ک

- 目的が有効に達せられることを確保するため、 前 :的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四+:項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、 次に掲げる権限を有する。 第四十六条及び第五十八条に規定するもの 都道府県知事及び市町村長は、 その補 (T) ほ 助
- き旨を指示すること。 その児童福祉施設の予算が、 補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、 その予算について必要な変更をす
- 職員を解職すべき旨を指示すること。 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、 当該
- 3 玉 |庫は、 第一項の規定により都道府県が知的障害児施設等について補助した金額の三分の二以内を補助することができる。
- 第五十六条の六 等並 特定入所障害児食費等給付費の支給、 びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。 地方公共団体は、 児童の福 第二十一条の六又は第二十七条第一項若しくは第 祉を増進するため、介護給付費等、 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は |項の規定による措置 及び保育の実施
- を運営するに当たつては、 的な支援を行うように努めなければならない。 児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、 相互に連携を図りつつ、 児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積 その事業を行 V) 又は その 施設
- 第五十七条の二 その障害児施設給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。五十七条の二 都道府県は、偽りその他不正の手段により障害児施設給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、
- その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。 《又は障害児施設医療費の支給を受けたときは、 都道府県は、 指定知的障害児施設等が、偽りその他不正の行為により障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付 当該指定知的障害児施設等に対し、その支払つた額につき返還させるほ
- 前 二項の規定による徴収金は、 地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十 属する世帯 七条の三 の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の 都道府県は、 障害児施設給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、 障害児の保護者若しくは障· 提出若

しくは提示を命じ、

第二十四条の十五第二項の規定は前項の規定による質問について、くは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。 同条第三項の規定は前項の規定による権限に っつい て準用

第五十七条の四 する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提 を求め、 又は銀行、 都道府県は、 信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。 障害児施設給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、 障害児の保護者又は障害児の属

第五十七条の五 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課することができない。

- 障害児施設給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 押さえることができない。 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、 既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず、 これを差し

第五十 道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合に つては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。 九条の五 第二十一条の四第一項、第三十四条の四第一項、第三十四条の五、 第四十六条及び第五十九条の規定により都

関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。この場合において、第四十六条第四項中「都道府県児童福祉審議会 事業の」とあるのは「その事業の」とする。 意見を聴き、その施設の」とあるのは 前項の場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定 「その施設の」と、 第五十九条第五項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、 (当該事務に係るものに限る。) は、 厚生労働大臣に

項の場合におい 厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、 相互に密接な連携の下に行うものとする

第三十四条第 項第六号の規定に違反した者は、 十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併

第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、 三年以下の懲役若しくは百万円

以下 の罰金に処し、又はこれ を併科する。

- 4 過失のないときは、この限りでない。 児童を使用する者は、 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前三項の規定による処罰を免れることができない。第三十四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- (5) までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 項から第三項
- 第二項 (第三十四条第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、 刑法第四条の二の例に従う

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。

士の名称を使用したもの 第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、 当該停止を命ぜられ た期間 中に、

避した者 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、 正当の理由がないのに、第二十一条の第十八条の二十三の規定に違反した者 第二十一条の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、 同項の規定による 若しくは忌

兀 偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚正当の理由がないのに、第二十四条の十五第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、 又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、 同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を 若しくは忌避した者 若しくは虚

Ŧ. 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

を拒み、 正当の理由がないのに、 妨げ、 若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、 第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調 若しくは虚偽の答弁をした者

に処する 第五十九条の二第一 項又は第二項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 五十万円以下の 過料

第六十二条の三 都道府県は、 条例で、 次の各号のいずれ かに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることが

第二十四条の四 第

の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、 正当の理由がないのに、 のに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、二項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚 若しくは虚偽

をした者

第六十三条の二 きその者をその施設に在所させる措置を採ることができる。 続いて入所させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあると認めるときは、 害児施設 (国の設置する知的障害児施設を除く。) に入所した児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、の二 都道府県は、第三十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により知 満二十歳に達した後においても、 引き続 引き 的障

るときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を肢体不自由児施設に在所させ、 害の程度が重度であるものについて、 入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の三に規定する児童であ による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。 都道府県は、第三十一条第三項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自 引き続いて入所又は入院させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあると認め 若しくは第二十七条第二項の規 由児施 つてその障 設に

前二項に規定する措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、 都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第六十三条の三 行うことを委託することができる。 十八歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、 都道府県は、当分の間、 必要があると認めるときは、 又は 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満 指定医療機関に対し、 その者を入院させて治療等を

項に規定する措置は、この法律の適用については、 第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなす。

第六十三条の三の二 十第一項の規定にかかわらず、 都道府県は、 当分の間、 第二十四条の二第一 厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等をした障害児 項、 第二十四条の六第一項、 第二十四条の七第一項又は第二十四 (以下この項に

、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が社会生活に順応することができおいて「入所者」という。)について、引き続き指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは るようになるまで、厚生労働省令で定めるところにより、 きる場合は、この限りでない。 該入所者が障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護 引き続き障害児施設給付費等を支給することができる。 (以下「療養介護」という。)その他の支援を受けることがで

- 働省令で定めるところにより、 設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、 かかわらず、 が療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第 当分の間、 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、重症心身障害児施 重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することができる。 その者からの申請により、 ただし、 項の その者 厚生労 規定に
- 保護者とみなして、 前二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障
- 第一項の場合においては、 都道府県知事は、 児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。 みを対象とするものに限る。 により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設 (次条におい て「障害者支援施設」という。)に入所すること又は障害福祉サービス 児童相談所長は、 次条において同じ。)を利用することが適当であると認めるときは、 当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項 (同法第四条第一項に規定する障害者 その旨を身体障害者福祉

第六十三条の五 設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、 障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。 児童相談所長は、 当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、 その旨を知的 障害者福祉法第九条又は 障害者支援施

第六十五条 児童虐待防止法及び少年教護法は、 これを廃止する。 但し、 これらの法律廃止前に、 なした行為に関する罰則  $\mathcal{O}$ 

適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

0 精神 保 健 及び精神障害者福 祉に関う する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 抄

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

|解と協力を得るように努めなければならない。

第四 者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、 一 条 医療施設の設置者又は社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、 地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の 又はその事業を行うに当たつては、 精神障

2 活動 玉 への参加の促進を図るため、 地方公共団体、 医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者は、 相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経

(精神保健福祉センター)

第六条 都道府県は、 精神保健の向上及び精神障害者の福 祉の増進を図るための機関 以下 「精神保健福祉センター」という。

)を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、 及び調査研究を行うこと。

精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

二 精神医療審査会の事務を行うこと。

兀 のに限る。 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一 )に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 項に規定する支給認定 (精神障害者に係るも

五. ること。 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、 市 ·町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述

障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、 市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと

(職務)

行われる状態にないかどうかの判定、 三十三条第一項及び第三十三条の四第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十二条の三の規定による入院が 九条の四 時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定の職務を行う。 項 (同条第二項において準用する場合を含む。) に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定によ 指定医は、 第二十二条の四第三項及び第二十九条の五 第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、 の規定により入院を継続する必要があるかどうか 第三十八条の二  $\mathcal{O}$ 判定、

指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院を必要とするかどうか の判 定

第二十九条の二の二第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する行動の 制限を必要とするかど

うかの判定

第二十九条の四 第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定

兀 第三十四条第一項及び第三項の規定による移送を必要とするかどうかの判定

五. 第三十八条の三第三項 (同条第六項において準用する場合を含む。) 及び第三十八条の 五第四 頃 0 規定による診

六

第三十八条の七第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察

第四十五条の二第四項の規定による診察

第二十二条の二 保護者は、第四十一条の規定による義務(第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院 病院若しくは指定病院と関連する障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業(以下「障害福祉サの引取りに係るものに限る。)を行うに当たり必要があるときは、当該精神科病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神科 できる。 ビス事業」という。)を行う者に対し、 当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、 相談し、 及び必要な援助を求めることが する者

相 援助等)

復帰 一十八条 の促進を図るため、 ばならない。 精神科病院その他 その者の相談に応じ、 の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、 その者に必要な援助を行い、 及びその保護者等との連絡調整を行うように努め 当該施設 において医療を受ける精神障

### (相談指導等)

四 じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。 する精神保健福祉相談員 ·等」という。)が指定した医師をして、 七条 府県、 保健所 その 他の職員又は を設置する市又は特 精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応 都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、 必要に応じて、 (以下「都道 項 府県知 べに規定

- なければならない。 都道府県等は、 必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、 その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹 介し
- 3 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。 精神保健福祉センター及び保健所は、 精神障害者の福 祉に関する相談及び指導を行うに当たつては、 )その他の関係行政機関との 福祉 連携を図るように努め 事 務 所 祉

なければならない。

- からの 市町村 神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、 相談に応じ、 (保健所を設置する市及び特別区を除く。 及びこれらの者を指導しなければならない。 次項において同じ。 ) は、 精神障害者の福祉に関し、 第一 項及び第二項の規定により都道府県 精神障害者及びその家族等 が
- 5 れら 市町村は、 の者を指導するように努めなければならない。 前項に定めるもののほか、 必要に応じて、 精神保健に 関 精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、

# 事業の利用の調整等)

第四 業等」という。) を障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う者に委託することができる。 精神障害の状態、 を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業又は精神障害者社会適応訓練事業 九条 市町村 の利用ができるよう、 社会復帰の は、 精神障害者保健福祉 促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の 相談に応じ、 手帳の交付を受けた精神障害者 必要な助言を行うものとする。 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚ ら求めがあ この場合において、市 つたときは、 (以下「障害福祉サー 町 神障害者 村 は 助 当 該·  $\hat{O}$ 內容等 -ビス事 事務

てあつせん又は調整を行うとともに、 7 町 村は、 を行うものとする。 前項の 助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、 必要に応じて、 障害福祉サービス事業等を行う者に対し、 必要に応じて、 障害福祉サー 当該精神障害者 ビス 事 0)  $\mathcal{O}$ 利用につ 利 用

- 6

- 3 都道府県は、前項の規定により市町村が行うあつせん、 調整及び要請に関し、 その設置する保健所による技術的事項 E つい
- 障害福祉サービス事業等を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対ての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行う。 調整及び要請に対し、 できる限り協力しなければ ばならな

# 精神障害者社会適応訓練事

第五十条 (通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託し 職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練

#### 玉 の補助)

第五十一条 を補助することができる。 国は、予算の範囲内に おいて、 都道府県に対 Ĺ 都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用  $\mathcal{O}$ 部

## 、センターへの協

五十一条の四 害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定める のを提供することができる。 の求めに応じ、 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業等を行う者は、 センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、 精神障 センタ

#### 事務の区分)

2

第五十一条の十三 この法律 長に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。 十三条の四第一項及び第六項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法項、同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三 この法律 一条第九項第一号に規定する第 (第六章第二節を除く。) の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務 (保健所 第一 章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一 一号法定受託事務 (次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。)とする。 地方自治法

3 第二十一条の 規定により 市 町村 が処理することとされてい · る事 務 は 第 号法定受託事務とする。

# ◎ 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号) 抄

#### (定義)

障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、 一条 この法律において 健及び福 への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。 |祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、 「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健 福祉士 の名称を用いて、 助言、 神障 又は精: 神

#### 受験資格)

第七条 試験は、次の各号の いずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- た者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者 労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目 学校教育法 (昭 和二十二年法律第二十六号)に基づく大学 (以下この条において「指定科目」という。) (短期大学を除く。以下この条において同じ。) にお を修めて卒業し V て厚生
- 第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条にお いて「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、 六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの .発校等」という。) 又は厚生労働大臣の指定した養成施設 (以 下 項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力 「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において (昭和四十四年法律第六十四号)
- 授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、 学校教育法に基づく短期大学 厚生労働大臣 神保健福祉 士一 |一般養成施設等」という。) において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得し|の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設 (修業年限が三年であるものに限る。) において指定科目を修めて卒業した者 )その他その者に準ずるものとして厚生労働 及び技能を修得したも 文部科学大臣 (夜間におい 関省令で ( 以 下

兀

業務に従事したも 定める者であって、 厚生労働省令で定める施設 (以下この条に お いて 「 指· 定施 設 という。 )にお 1 て \_ 年以上. 相 談 援 助 0

五 以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したも 定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事し て授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。 学校教育法に基づく短期大学 (修業年限 が三年であるものに限る。) 0 た後、 )その他その者に準ずるものとして厚生労働 において基礎科目を修めて卒業した者 精神保健福祉士短期養成施設等にお ( 夜 間 いて六月 習省令で に お

て必要な知識及び技能を修得したもの 施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、 信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)を卒業した者 精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士とし (夜間において授業を行う学科又は通 指定

七 る者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定め

八 精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの る者であって、 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定め 指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、 精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上

健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの あって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で 精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上 ·精神保

士として必要な知識及び技能を修得した者 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、 精神保健福祉 士 般養成施設等において一 年以上 精 神保健 福

たもの 社会福祉士であって、 精 神保健福祉士短期 養成施設等にお いて六月以上精神保 健 福祉士として必要な知識及び )技能 を修

#### (連携等)

2 四十一条 神保健福祉士は、 精神保健福祉 その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、 土は、 その業務を行うに当たっては、 医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。 その指導を受けなければならない。

抄

一条 この法律におい て「社会福祉事業」とは、 第 種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

- 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
- 入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、 又は低額な料金で
- 知的障害児通園施設、 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、 盲ろうあ児施設、 肢体不自由児施設、 重症心身障害児施設、 母子生活支援施設、 情緒障害児短期治療施設又は児童自立支 児童養護施設、 知的障害児施
- 営する事業 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) に規定する養護老人ホ ム、 特別養護老人ホ Ì ム又は軽費老人ホ A 「を経

援施設を経営する事業

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) に規定する障害者支援施設を経営する事 業

#### 五 削除

売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事

授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事

- 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
- に応ずる事業 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、 又は生活に関する相
- 保育所、 養育支援訪問事業、 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、 放課後児童健全育成事業、 子育て短期支援事業、乳児家庭全戸 同法に規定する助 訪 業 産 問 事業、 施設
- 業及び同法 母子及び寡婦福祉法 《び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事 に規定する母子福祉施設を経営する事業 に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事
- 几 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、 老人デイサービス事業、 老人短期入所事業、 小 ,規模多機能型居宅介護事業又

は 又は老人介護支援センターを経営する事 知症 対応型老人共同 生 活援助事業及び 業 同 法 に規定する老人デイサー ビスセンター、 老 人短 [期入所施設] 老 人福 祉 セ ンタ

几 **の** 二 援センター又は福祉ホームを経営する事 障害者自立支援法に規定する障害福 温せサー ビス事業、 相談支援事 業又は移動支援事業及び 同 法 に規 定す Ź 地 域 活 動 支

五 障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業 訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓 補装具製作施設、 練等事業、 盲導犬訓 手話 通 練 訳 施設 事 業又は は 介助

知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) に規定する知的障害者の 更生相談に応ずる事

生計困難者のために、 無料又は低額な料金で、 簡易住宅を貸し付け、 又は宿泊所その 他  $\mathcal{O}$ 施 設を利用させる事業

生計困難者のために、 無料又は低額な料金で診療を行う事業

利用させる事業 生計困難者に対して、 無料又は低額な費用で介護保険法 伞 成 九年法律第百二十三号) に規定する介護老人保 健 施 設

活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。 隣保事業 (隣保館等  $\mathcal{O}$ 施設を設け、 無料又は低額な料金でこれを利用させることその 他 その 近 隣 地 域 に おける 住 民  $\mathcal{O}$ 

払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サ 福 祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談 福祉サービス利用援助事業 並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支 (精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額 体的に行う事業をいう。) な料金

前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

この法律における「社会福祉事業」には、 更生保護事業法 (平成七年法律第八十六号) に規定する更生保護事業 次に掲げる事業は、含まれないものとする。 (以下「更生保護事業」 という。)

実施期間 部が六月 (前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月) を超 心えない. · 事業

団又は組合の 行う事業であつて、社員又は組合員のために するもの

あ つては五人、その他のものにあつては二十人(政令で定めるものにあつては、 |項各号及び前項第 一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、 十人)に満たないもの 入所させて保護を行うも の に

五. 0) 又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであ つて、 助 成  $\mathcal{O}$ 金額 が 毎年度五百 万円に満

0 労働 者災害補 償保険法 (昭 和二十二年法律第五十号) 抄

第十二条の八 第七条第 項第 号の業務災害に関する保険給付は、 次に掲げる保険給付とする。

- 療養補償給付
- 休業補償給付
- 障害補償給付 遺族補償給付
- 五四 葬祭料

傷病補償年金

前項の保険給付

七

二条本文、第九十三条及び第九十四条に規定する災害補償の事由 び第八十条に規定する災害補償の事由又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条第一項、第九十一条第一項、第九十)前項の保険給付(傷病補償年金及び介護補償給付を除く。)は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及 第一項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。)が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭 を行う者に対し、その請求に基づいて行う。 (同法第九十一条第一項にあつては、労働基準法第七十六条

が継続している間、当該労働者に対して支給する。 た日において次の各号のいずれにも該当するとき、 傷病補償年金は、 業務上負傷し、又は疾病にかかつた労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 又は同日後次の各号の いずれにも該当することとなつたときに、 一年六箇月を経過し その状態

当該負傷又は疾病が治つていないこと。

.傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する:介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補護・当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。 かつ、常時又は随時介護を受けているときに、 当該介護を受けている間 (次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、 常時又は随時介護を要する状態にあ

その請求に基づいて行う。

- という。)に入所している間(同条第六項に規定する生活介護 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設 (以下「生活介護」という。 )を受けている場合に限る。) (以下「障害者支援 施設」
- 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間
- 二 病院又は診療所に入院している間

# ◎ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号) 抄

#### (介護補償)

第十四条の二 院し、又は入所している期間については、 を受けている場合においては、 となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事 国は、当該介護を受けている期間、 介護補償の支給は、 行わない。 介護補償を支給する。 ただし、 次に掲げる場合には、 かつ、常時又は随時介護 その入 由

- 病院又は診療所に入院している場合
- る場合に限る。) 施設」という。)に入所している場合(同条第六項 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けてい 第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援
- 2 院規則で定める額とする。 介護補償は、月を単位として支給するものとし、 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合 その月額は、 常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人

# ◎ 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号) 抄

#### (介護補償)

となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、 |十条の二||傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべ 常時又は随時介護を要する状態にあり、 かつ、常時又は随時 由

考慮して総務大臣が定める金額を支給する。 受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、 護補償は、 行わない。 ただし、 次に掲げる場合には、 常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を その入院し、 又は入所している期間については、 介

- 病院又は診療所に入院している場合
- 場合に限る。) 施設」という。)に入所している場合(同条第六項に規定する生活介護 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援 (次号において「生活介護」という。) を受けている
- 介護補償は、月を単位として支給するものとする。 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合
- $\bigcirc$ 地 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 抄

2

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係

この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

第百二十三号) 関する法律(昭 精神保健及び精 神障害者福祉に 和二十五年法律 第二十九条の七、第三十、第十九条の九第一項、 この法律 (第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、 第三十条第一項及び第三十一条、 同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、 第三十三条の四第一項及び第六項並び 第十九条の七、

に第六章を除く。

)の規定により都道府県が処理することとされている事務

す この法律 んこととされている事 (第六章第二節を除く。) の規定により保健所を設置する市又は特別区 務 (保健所長に係るものに限る。 一が処 理

第二十一条の規定により市町村が処理することとされている事務

三

第十九条の八

抄

第九条 害者の現在地の市町村が行うものとする。 下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村 又は明らかでない者であるときは、その身体 (特別区を含む

- して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者 (以下この項において「継続入所身体障害者」という。) につ 以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第 いては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。 十条第一項ただし書に規定する施設 一項ただし書の規定により入所している身体障害者(以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。)については の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設( に定める援護を行うものとする。 は第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等 その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、 者の所在地 特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるそ 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られ (継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律 (以下この項及び次項におい て「特定施設」という。)への入所前に有した居住地 だて又は障害者自立支援法第二十九条第 (第十八条において「介護給付費等」という。) 障害者支援施設又は生活保護法第三 一項
- 3 害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。 前項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、 当該特定施設  $\mathcal{O}$ 所在する市町村 及び当該 身 体
- 町村は、 この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。
- 二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 身体障害者の相談に応じ、 直接に、 又は間接に、 社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。 その生活の実情 環境等を調査し、 更生援 護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し

- 5 常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七 談支援事業を行う当該市町 市 町 村は、 前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅にお 村以外の者に委託することができる。 項に規定する相 、 て 目
- 6 項及び第三項において「専門的相談指導」という。)については、身体障害者の更生援護に関する相談所(以下「身体障害者 祉事務所を設置していない町村の長は、第四項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員 (生相談所」という。) の技術的援助及び助言を求めなければならない。 その設置する福祉 事務所 (社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所をいう。 (以下「身体障害者福祉司」という。) を置いていない市町村の長及び福 以下同 (次条第二
- 7 市 町村長 (特別区の区長を含む。 以下同じ。)は、 第四項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、 特に医学的、 心理学的
- 8 び職能的判定を必要とする場合には、 市 町 村長は、この法律の規定による市町村の事務の全部又は 身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。 部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

## (市町村の福祉事務所)

- 第九条 条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。 の 二 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は 同
- ない福祉事務所の長は、 市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、 専門的相談指導については、当該市の身体障害者福祉司の技術的援助及び助言を求め 当該市の身体障害者福 祉 なければならな |司を置 7
- 特に専門的 市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置い な知識及び技術を必要とする場合には、 身体障害者更生相談所の技術的援助 ている福祉事務所の長は、 及び助言を求めなければならない。 専門的相談指導を行うに当たつて、

### 連絡調整等の実施者)

- 第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなけれ ばならない。
- らに付随する業務を行うこと。 市町村 この援護 0 実施 に関し、 市 町村相互間の連絡調整、 市 町 対に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれ
- 一 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

- 1
- 口 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- 身体障害者の医学的、 心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 必要に応じ、 障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。
- 2 ことができる。 都道府県知事は、 市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、 市町村に対し、 必要な助言を行う
- 3 ることができる。 都道府県知事は、 第 項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は 一部を、 その管理に属する行政庁に限り、

#### (更生相談所)

第十一条 害者更生相談所を設けなければならない。 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、 及び市町村の 援護の 適切な実施の支援のため、 必 要の 地 12 り身体障

- 2 二十六条第一項、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行うものとする。 るものに限る。)及び前条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項、 身体障害者更生相談所は 、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務 (第十八条第二項の措置 に係
- 3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。
- 前 会項に定めるもののほか、身体障害者更生相談所に関し必要な事項は、 政令で定める。

#### 身体障害者福祉 司

- 第十一条の二 都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、 身体障害者福祉司を置かなければならない。
- 市及び町村は、 その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。
- 都道府県の身体障害者福祉司は、 身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
- 身体障害者の福祉に関 第十条第一項第一号に掲げる業務のうち、 Ĺ 第十条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。 専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- うも 市 のとする。 町 村の身体障害者福祉司 は、 当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、 次に掲げる業務を行

- 福祉事務所の所員に対 Ļ 技術的指導を行うこと。
- ならない。この場合において、 援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。 市の身体障害者福祉司は、第九条の二第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、 身体障害者更生相談所に当該 これ に協力 なけれ

### 身体障害者手帳

- とする。 現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは 第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、 護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法 以下同じ。 )が代わつて申請するものとする。 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号又は (居住地を有しないときは、その 当該里親又は児童福 祉 施設の長 その保
- 社会福祉法第七条第一 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、 項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関 厚生労働大臣の定めるところに従 (以下「地方社会福祉審議会」とい い、かつ、その指定に当たつては 、 う。
- るか否かについて意見書をつけなければならない。 の意見を聴かなければならない。 項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当す
- 4 害者手帳を交付しなければならない。 都道府県知事は、 第 一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、 申請者に身体障
- 5 その旨を申請者に通知しなければならない。 前項に規定する審査の結 その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、 都道 府県知事 は 理 一由を附して、
- 6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。
- 7 は、 身体に障害のある十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満十五 すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない 又は本人が満十五歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなつたときは、 身体障害者手帳の交付を受けた保護 に
- 8 本人が満十五歳に達する以前に、 身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、 その

の親族又は 同 居 の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、 すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなけ h なら

- 9 な保護者が交付を受けたものとみなす。 前二 項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳 の引渡を受けたときは、 その身体障害者手帳 は、 本人又は 新た
- 10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、 政令で定める。

障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置

- 第十八条 が著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サー )を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けること 該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。 項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」と、条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第五項に規定する療養介護及び 以下「障害福祉サービス」という。 ビスを提供し、又は当
- 若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 いう。 る国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの 又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構 給を受けることが著しく困難であると認めるときは、 にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。 市 町村は、 )への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等 障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設 その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、 (平成二十年法律第九十三号) 第四条第 (療養介護等に係るものに限 ( 以 下 (以下「障害者支援施設等」と 「指定医療機関」という。 一項に規定す る。) の支
- 0 生 活 保 護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 抄

護 の実施 機関についての

十七年法律第百二十三号) 所している者、 四条の三 身体障害者福祉法機関についての特例) 知的障害者福祉法 第五条第十二項に規定する障害者支援施設 (昭和二十四年法律第二百八十三号) (昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若し (以下この条において「障害者支援施設」という。) 第十八条第二項の規定により障害者自立支援法

一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第 立行: くは 項ただし書の規定により入所しているものとみなして、 施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間 ている者、老人福祉 、老人福祉法第十一条第一項第人国立重度知的障害者総合施設 人国 |重度知的障害者総合施設 項第一号の規定により養護老人ホー1施設のぞみの園が設置する施設(以 のぞみの園 第十九条第三項の規定を適用する。 法 (平成: (十四年法律第百六十七号) (以下この条において「のぞみの園」という。 〈若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第-ムに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養 第十一条第一号 その者は、 Ò 規定に )に入所し より

#### 0 国民 健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)

病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特

例

る。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条にお 内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とす に順次住所を変更したと認められるもの いう。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所 いて「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直前入院病院 (次項において「特定継続入院等被保険者」という。 )については、 この限りでない 等」と

- 病院又は診療所への入院
- 児童福芸 又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。) 祉 法 (昭 和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施 設 0) 入所 (同 法第二十 -七条第 項
- 省令で定める施設への入所 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同 条第 項 0) 厚
- 立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成十四年法律第百六十七号) 第十一条第 一 号 の規定に より 独

几

立重 度知的 障 害者総合施 設 0 いぞみの 遠 1の設置 する施設 設 0 入

Ŧī. 人ホームへの入所 老人福 法 和三十八年法律第百三十三号) (同法第十 一条第一 項第一号又は第二号の規定による入所措置は 第二十条の四又は第二十条の 五に規定する養護老人 がとられた場合に限る。 ハホー  $\Delta$ 又 には 特 別

六 特定継続入院等被保険者のうち 介護保険法第八条第十 項に 規定する特定施設 次の各号に掲げるもの への入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設 は、 第五条の規定にかかわらず、 当該各号に定める市町村 へ の 入 が 行う

国

民健康保険の被保険者とする。

住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれ 村以外の市町村をいう。 に入院等をすることによりそれぞれ の病院等の 所 在 する場 他 の市 町 所 村 順 次

0)

他

市

入院

住 所 所 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること(以 の変更 7 病院等が所在する市町 変更に係る継続入院等の際他の市町村 「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への 係る継続入院等の際他の市町村(現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、 区域内に住所を有していたと認められるもの当該 の区域内に住所を有し 最後に行つた特定 下この号に

3 項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、 該 病院 等の 所在する市町村及び当該被保険者に

て

たと認められるもの当該他の

市町村

玉 民 健 、康保険を行う市町村に、 必要な協力をしなければならない。

0 齢 者 0 医療の確保に 関する法律 (昭和 五. 十七年法律第八十号)

病院等に入院、 八所又は 入居中の被保 険 者  $\mathcal{O}$ 例

保険者であ 五十五条 該 る被保険者であつて、 定 他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。  $\mathcal{O}$ する病院、 後期高 つて、 次の各号に掲げる入院、 齢者 当 療所又は 医 |療広域連合をいう。) の区域内に住所を有していたと認められるものは、|該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合(当該病院等が| 現に入院等をしている病院等 施 設 (以下この条において「病院等」という。) の所在する場所に住所を変更したと認 入所又は入居 (以下この条において「入院等」という。)をしたことにより、 以 下この条において「現入院病院等」という。) ただし、二以上の (当該病院等が所在する後期高齢者医療広 病院等に継続して入院等 第五十条の 規 に入院等をする直前 定に かか 当該 められる被 わ いらず、 **| 域連合** をして

ことにより直 等をしていた病院等 前 入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるも 被保険者」という。 (以下この項におい )<br />
については、 て 「直前 この限りでない。 入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をした 0 (次項 E

- 一病院又は診療所への入院
- 省令で定める施設 障害者自立支援法 への入所 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一 項の 厚生労
- 立行政法人国立重度知的障害者総合施 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 園の設置する施設 法 (平成十四年法律第百六十七号) 第十一条第 一号の規定に により
- 兀 老人福見 祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所 ホ  $\Delta$ 又 は 特 別
- 五. 人ホームへの入所 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への (同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限る。 入所
- 療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。 特定継続入院等被保険者のうち、 次の各号に掲げるものは、 第五十条の規定にかかわらず、 当該各号に定める後期 高 者 医
- を有していたと認められるもの 医療広域連合 住 所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれ (現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。) 当該他の後期高齢者医療広域連合 に入院等をすることによりそれぞれ の病院等の 所在 0 す んる場 区域内に 所 住所 順
- 住 所の 所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継 [者医療広域連合をいう。 7 変更 「継続入院等」という。)により当該一の (以下この号において「特定住所変更」という。 )の区域内に住所を有していたと認められるもの 病院等の所在する場 )を行つたと認められる被保険者であつて、 (現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以 所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所 続 して他の病院等に入院等をすること(以下この 当該 他の後期高齢 者医療広域 最後に行つた特定 が 外 の ~ の
- 3 被保険者に対し後期高齢者医療を行う後期高齢者医療広域連合に、 項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、 必要な協力をしなければならない。 当該病院等の所在する後期高齢者医療広域連合及び当

0

#### (業務の範囲)

第十一条のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、 及び運営すること。
- うこと。 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、 研究及び情報の提供を行
- 次号において同じ。)において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。 障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。
- 兀 知的障害者の支援に関し、 障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

# ◎ 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号) 抄

#### (無償貸付)

- 港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。ただし、臨港施設については、港湾 二条 (昭和二十五年法律第二百十八号) の規定の適用を妨げるものではない。 普通財産は、 国有財産法第二十二条第一項に規定する公共団体において水道施設又は防波堤、岸壁、 桟橋、 上屋等の臨
- 定めるところにより、無償で貸し付けることができる。 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、 政令で
- 法人をいう。以下同じ。)において、生活保護法の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う当該委るものの用に供するとき、又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉 託に係る保護の用に主として供する施設の用に供するとき。 地方公共団体において、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条に規定する保護施設のうち政令で定め
- 政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設 地方公共団体において、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条第一 項に規定する児童福 祉 施 の用に供

- 1 児童福 祉 る措 置  $\mathcal{O}$ 用
- 口 児童福 児童 福 祉法 祉法 の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立iの規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係iの規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係i 生活 沿援助の実施の用め産又は母子保護の 0 実 施 0 用
- 児童福: 祉法 の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の 用
- 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用
- て供する施設の用に供するとき(ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主とし に限る。)。 地方公共団体において、障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施
- イ 用 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措
- する障害福祉サービス(同法第五条第六項に規定する生活介護、障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、 する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。)の用 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の 同条第十三項に規定する自立訓練、 同条第十四項に規定 対 用
- 施設の用に供するとき。 で定めるものの用に供するとき、 地方公共団体において、老人福祉法 又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する (昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、
- 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係 ぶる措置  $\overline{\mathcal{O}}$
- る 対 地 地域密着型介護予防サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対す 域密着型サービス、 支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サー 介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に に対する ・ビス費
- 介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サ 対する地域密着型サー ビス又は介護福祉施設サー ビスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス ピ ス費の 支給に

## その他これに類するものとして政令で定めるものの用

- 五. う。 供する施設 地方公共団体又は更生保護法人(更生保護事業法 以下同 0 用に供するとき。 )において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として忰又は更生保護法人(更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人をい
- は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。 期課程に限る。)又は特別支援学校の施設 地方公共団体において、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、 (学校給食の実施に必要な施設を含む。) で、災害による著し 中等教育学校( 児童
- 3 玉 有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、 前二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。

## ◎ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 抄

### (更生援護の実施者)

ときは、 その 知的障害者の居 この法律に定め その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。 住地 1地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者でなる知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護 又は明らかでない者であ

の園法 設置する施設 については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、 において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定め 園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設 三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項 有した居住地 項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。 は第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(第十五条の四及び第十六条第 (平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が (以下「のぞみの園」という。) に入所している知的障害者及び生活保護法 (継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者 については、最初に入所した特定施設 への入所前に有 (以下この項及び次項におい (以下この項において「特定施設入所知的障害 )又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 した居住地) の市町村が、この法律に定める更生援 (以下この項において て「特定施設」という。)への入所 昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者支援施設、のぞみ 者」という。) 一項第二号 八所知的

在 護を行うも いて 地 の市町村が、この法律には、入所前におけるその とする。 律に定める更生援護を行うものとする。 特定施設 者の所在地 へ の (継 入所 続入所知的 に居住地を有しな 障 :害者につい 1 ては、 か、又は日 最初に入所した特定施設(は明らかでなかつた特定) でなかつた特定施設 0 入所 入 所 知的 前 12 有した所

- 害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならな前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特 T該特定 施 設  $\mathcal{O}$ 所 在する市町 村 及び当 該 知 的
- 市 ばならない。
- 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなけれ
- 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。 びにこれらに付随する業務を行うこと。 以下同

及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの 生援護に関する相談所 に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員 (以 下 (以下「知的障害者福祉司」という。) を置いていない市町村の長及び福 知的障害者 1の更 項

6 市 医学的、 (特別区の区長を含む。 理学的及び職能的 含む。以下同じ。)は、十八歳以上の知的障害者につき第四項第三号の業務を行って知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければなら、 判定を必要とする場合には、 知的障害者更生相談所の の知的障害者につき第四項第三号の業務を行うに当たつ 判定を求めなければならない。

#### 市 事務 所

- 五項及び第六項の規定による市町村長の業務を行うものとする。 不市町村の福祉官 設置する福 祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四 項各号に掲げる業務又は同
- 及び い福 市 .福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、 助 ツ言を求め. なけ ればなら な 当 当該市 の市 知の 的障的 <u>|</u>害者福: 障 害者 福 祉 司 祉  $\mathcal{O}$ 司 を置 技 術 菂 援助 7
- めなけ 指導を行うに当たつて、 宣する福祉 祉 事 務 所 のうち 特に専門的 知 的 長は、 知的障害者更生相 十八歳 议 上 談  $\mathcal{O}$ 所の技術的援 知 的 障害者 助 及び助

## (連絡調整等の実施者)

第十一条 都道 一府県は、この法律の施行に関 į 次に掲げる業務を行わなければならな

- 市町村の更生援護の実施に関し、 市町村相互間の連絡及び調整、 市町 村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと
- 並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。
- イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 2 に委託することができる。 行う者に係るものについては、 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以 介護を 7の者

## 知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- 置に係るものに限る。)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第一 並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。 知的障害者更生相談所は、 知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十六条第 二項及び第 一項第二号の措 項
- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、 前項の業務を行うことができる。
- 4 前三項に定めるもののほ か、 知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、 政令で定める。

### (知的障害者福祉司)

第十三条 都道府県は、 その設置する知的障害者更生相談所に、 知的障害者福祉司を置かなけれ ばならない。

- 2 町 村は、 その設置する福祉事務所に、 知的障害者福祉司を置くことができる。
- 3 都道府県の知的障害者福祉司は、 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、 知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。 専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

- 主として、次の業務を行うものとする。 町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、第十一条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。 知的障 :害者の 福 祉 . 関
- 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。
- 二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術)市の知的障害者福祉司は、第十条第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなけれ 及び助言を求めるよう助言しなければならない。

#### (障害福祉 サービス

く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除条第十一項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障汛十五条の四 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第五項に規定する療養介護及び同 ビスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

## (障害者支援施設等への入所等の措置)

- 第十六条 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。ハ条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。
- つて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であ法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉 るときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設 やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認め
- 前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、 心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、 あら

2

かじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)

抄

0

#### (定義)

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 設及び宿所提供施 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、 更生施 授産施
- 保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、 児童福祉法 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、 盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、 重症 母子生活支援施 心身障害児施
- 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム (昭和二十六年法律第四十五号) 第六十二条第一

#### 五 削除

六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設

- 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- 移動支援事業 行動援護、療養介護、 z動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事ででいる。 で害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事 就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び 1分護、
- 二 その他政令で定める社会福祉事業
- 第一 たり独立行政法人福祉医療機構 にり独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの(第四条の二この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当 項の規定により機構が承諾したものに限る。)をいう。
- 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、 小 規模多機能型居宅

(平成十七

介護事業及び認 知症対応型老 人共同生活 三援助

- 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老 人 ホ ] 4
- その他前二号に準ずる施設又は事業であつて政令で定めるもの
- いう。 外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が この 法律において 「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉 施 設、 特定社会福祉事業及び特定介護保険 `承諾 たものを 施 設 等以
- 5 この法律において「経営者」とは、 社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福 祉 法人をい
- 6 祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者 この法律におい き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。)を除く。 · ~ 「社会福祉施設等職 員」とは、経営者に使用され、 カ 、 つ、 その 者の経営する社会福祉施 (その者が一 設又は特定 年以 上引き 社
- 7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福 一年未満 事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職  $\mathcal{O}$ 期間 を定めて使用される者を除く。 員以 外の、 もの 証 施 をいう。 設、 特定 社会
- 8 あつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、 特定介護保険施設等又は申出施設等(以下「共済契約対象施設等」という。)の業務に常時従事することを要する者で その者の経営する社会福祉施 一年未満の期間を定めて使用される者を 設、 特定社会福
- るところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。 この法律におい 機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員につい 7 「退職手当共済契約」とは、 経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し て、 この法 は律の定
- この法律において 「共済契約者」とは、 退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。
- 1 11 0 この法律におい をいう。 て 「被共済職員」とは、 共済契約者に使用される社会福祉施設等職 員、 特定介護保険 施設等 職 員 及び 申 出 施
- 1 2 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合におい を締結しており、 かつ、 変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締 て、 変更 分前の 結したときは、 経営者がその変更時 変更前 の経営者に係る被 ま 退 職 手当

時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項、特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものとみなす。 者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済 職員であつたものとみなす。 の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営

### 0 児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) 抄

#### (支給要件

。)ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 の母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。 いずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号の四条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号 以下同じ

父母が婚姻を解消した児童

父が死亡した児童

父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

父の生死が明らかでない児童

前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 当該児童については、

日本国内に住所を有しないとき。

れているときを除 死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、 その全額につきその支給が

父若しくは母の死亡について労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令

によるこれに相当する給付を受けることができる場合、 る場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過してい 監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けて 父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母 ないとき。

四 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第一項に規定する里親に委託されているとき。

次の各号のいずれかに該当するときは、 七 母の配偶者 項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該での配偶者(前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。 支給しない。 養育者に対する手当にあつては当該養育者が、

一 日本国内に住所を有しないとき。

よるものとされた同法第一条による改正 国民年金法 ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 れた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第 公的年金給付を受けることができると 項の規定によりなお従 前 例に

した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあつては、く。)についての手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年(当該手当に係 び当該父の同 おける当該児童の父の所得が、その者の所得税法 ないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他 を維持したものの有無及び数に応じて、 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童(同時に同項第二号から第五号までのいずれ 行を求めることが困難 .法に規定する扶養親族でない児童で当該父母が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一 であると認められるときは、 政令で定める額以上であるときは、 (昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族 この限りでない。 の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童 (当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消 支給しない。 前々年。以下この項において同じ。)に ただし、 父が日本国内に住所を有 (当該児童を除く。 かに該 元つい 当する児童を除 日において生 ての ) 及

5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

◎ 所得税法(昭和四十四年法律第三十三号) 抄

この法律に 次の各号に 掲 げる用 語 0 意義 は、 当該各号に定めるところによる。

 $\mathcal{O}$ 施 行地 をいう。

国外 法律の施 行地 外の地域をい . う。

居住者 国内に住所を有し、

非永住者 居住者のうち、 日本の国籍を有しておらず、かつ、過去十年以内において国内に住所又は居所を有してい、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

間の 合計が五年以下である個人をいう。

八八八七六五のの 三二人外内非 外国法人 内国法人以外の法人をいう。 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。非居住者 居住者以外の個人をいう。 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

う。 株主等 法人課税信託 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信株主等 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。 託

九 公社債 公債及び社債(会社以外の法 人が特別の法律により発行する債券を含む。)をいう。

預貯金 預金及び貯金(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)をいう。

多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない一 合同運用信託 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第 しない

投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。)並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める第二条第二項(定義)に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託(同条第二十二項に規定する外国

託を除く。)をいう。

十二 貸付信託 投資信託 貸付信託法 投資信託及び投資法 託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。(昭和二十七年法律第百九十五号)第二条第一項(定義)に規定する貸付信託をいう。

証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信

をいう。

第二百二十五条第一項第二号(支払調書及び支払通知書)において同じ。)又は出資に対する投資として運用しないものを (信託財産に係る利子等の課税の特例)、第二百二十四条の三第二項第一号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)並びに ·配当等とみなす金額)、第五十七条の四第三項(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)、 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第二十四条(配当所得)、第二十五冬公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、オープン型の証券投資信託 証券投資信託のうち、元本の追加信託をすることができるものをいう。 第百七十六条第一項及び第 第二十五条

、手形、指名金銭債権(指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。)その他の政令で定める資産をいう。)に十五の二 公社債等運用投資信託 証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等(公社債 いう。 対して運用するものとして政令で定めるものをいう。

十五の三 公募公社債等運用投資信託 )をいう。

「はり行われた公社債等運用投資信託(法人税法第二条第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託に該当するものに限る。
」により行われた公社債等運用投資信託(法人税法第二条第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託に該当するものとして政令で定めるものをいう)第二条第三項(定義)に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう その設定に係る受益権の募集が公募(金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五

(定義) に規定する特定 目 的

仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を

十八 固定資産 七也 ( : - ) でたな卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産 ( 写 ) でたな卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産 ( 写 十五の五 特定受益証券発行信託 法人税法第二条第二十九号ハに規定する特定受益証券発行信託をいう。 土地(土地の上に存する権利を含む。)、減価償却資産、電話加入権その他の資産(山林を除く。)で金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。 (山林を除く。)で政令

十九 減価償却資産 不で定めるものをいう。 で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。 べき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、-九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、 車両及び河又は不動充 )運搬具、 工具、器具及び備品、鉱業権その他事業所得、山林所得若しくは雑所得 1の資産 !を生ず

繰延資産 不動産所得、 事業所得、 山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出  $\mathcal{O}$ 効果が

その支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。

- 事業所得、 各種所得 給与所得、 写所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいう。第二編第二章第二節第一款(所得の種類及び各種所得の金額)に規定する利子所得、 配当所得 不動 産所
- 一十二 各種所得の金額 う。 所得の金額、給与所得の金額、 第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、 退職所得の金額、 山林所得の金額 譲渡所得の金額、一時所得の金額、所得の金額、配当所得の金額、 一時所得の金額及び雑所得の金額をい 不動産 所 得の 金
- 二十三 めるものをいう。 変動所得 漁獲から生ずる所得、 著作権の使用料に係る所得その他の所得で年年の変動の著しいもののうち政令で定
- 十四四 ち政令で定めるものをいう。 臨時所得 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他 の所得で臨時に発生するもの のう
- 十五 ない部分の金額をいう。 純損失の金額 第六十九条第一 項 (損益) 通算) に規定する損失の 金額のうち同条の規定を適用してもなお控除 がしきれ
- |十七 災害 震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。| 当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。| 十六 雑損失の金額 第七十二条第一項(雑損控除)に規定する損失の金額 の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ
- で政令で定めるものをいう。 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者
- 特別障害者 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。
- 寡婦 次に掲げる者をいう。
- 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は 扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するも 夫の生死 元の明ら かでない者で政令で定めるもの のうち
- 得金額」という。)が五百万円以下であるもの |十二条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所第七十条(純損失の繰越控除)及び第七十一条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第 イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち (課税標準)に規定する総所得金額、
- 妻と死別し、 若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

いて「給与所得等」という。)を有するもののうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち、一十二(勤労学生)次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下この号に 与所得等以 のうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、 外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。 合計所得金額 が五 百万円以 下であるも をいう。

める者の設置した学校教育法第百二十四条(専修学校)に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項(各種学校)に 四条第四項(私立専修学校及び私立各種学校)の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定 国、地方公共団体又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人、同法第六十 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校の学生、生徒又は

する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの 職業訓練法人の行う職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項 (職 業訓 練 の認定) 12 規定

規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

三十三 る場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及一二、控除対象配偶者、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項(事業に専従する親 |項に規定する事業専従者に該当するものを除く。) のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 及び同条 族 が

年齢七十歳以上の者をいう。

三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法三十三の二 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち 年齢七十歳以上の書もい に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第三号(市町村の採るべき措置)の規定により同号 のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。) 十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六条の三第一項(定義)に規定する里親に委託された (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。

老人扶

係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。)の金額が十五 特別農業所得者 その年において農業所得(米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕 得金額の十分の七に相当する金額をこえ、 その年において農業所得 の年において農業所得(米、麦、たばこ、果実、扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。 かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所 得の金

額の十分の七をこえる者をいう。

- 三十六 いう。 の規定を第百六十六条 予定納税額 第百四条第一 (非居住者に対する準用)にお条第一項(予定納税額の納付) において準用する場合を含む。)の規定により納 又は第百七条第一項 (特別農業所得者の予定納税 付すべ 額 き所得税  $\mathcal{O}$ 納 付 の額
- 三十七 規定による申告書 確定申告書 (当該申告書に係る期限後申告書を含む。) をいう。 第二編第五章第二節第一款及び第二款 (確定申告) (第百六十六条において準用する場合を含む。) 0
- 三十八 書をいう。 期限後申告書 国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第十八条第二項 (期限後申告書) に規定する期限 後申告
- 三十九 修正申告 国税通則法第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。
- 四十 よつて提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書をいう。 青色申告書 第百四十三条 (青色申告) (第百六十六条において準用する場合を含む。) の規定により青色の申 告書に
- 四十一 | の確定申告)又は第百二十七条第一項(年の中途で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を第百六十六条こおハて隼の確定申告)又は第百二十七条第一項(年の中途で死亡した場合告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し又は出国をした場合には、第百二十五条第一項(年の中途で死亡した場合1十一 確定申告期限 第百二十条第一項(確定所得申告)(第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申 用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいう。
- 四十二 出国 居住者については、国税通則法第百十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届 国内に居所を有しないこととなること(国内に居所を有しない非居住者で第百六十四条第一項第一号から第三号まで(非居内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしないで なくなることとし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、 住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当し て行う第百六十一条第二号(人的役務の提供事業に係る対価)に規定する事業を廃止することとする。 をいう。 出をしな 国内に で お
- 更正 国税通則法第二十四条 (更正) 又は第二十六条 (再更正) の規定による更正をいう。
- 決定 第十九条 (納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力) の場合を除き、 国税 通 則法第二十五
- 決定)の規定による決定をいう。
- 四 十 五 附帯税 源泉徴収 玉 脱通則法第二条第四号 第四編第一章から第六章まで (定義) (源泉徴収) に規定する附帯税をいう。 の規定により所得税を徴収し及び納付することをいう。

の規定による充当をいう。 第百九十条 (年末調整) 及び第百九 + 条 (過 納額の 還 付 の場合を除き、 玉 税通則法第 五. 十七条第 項 (充

国税通則法第五十八条第一項 (還 付 |加算金| に規定する還付加算金をいう。

2 この の法律において、、還付加算金 「相続人」には、 包括受遺者を含むものとし、 「被相続 人 には、 包括遺贈者を含むものとする。

0 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和三十七年法律第百五十号) 抄

、特別の財政援助及びその対象となる事業

金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。 (団体」という。)がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、 国は、 激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、 政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村 (以 下 「特定地方公

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭 和二十六年法律第九十七号) の規定の適用を受ける公共土木施設 の災害復旧

事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事 前号の災害復旧 上事業の: 施行の みでは再度災害の 防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併 して行

三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和二十八年法律第二百四十七号)の規定の適用を受ける公立学校の施設 の災害復

旧 事業

兀 に関する事業 公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号) 第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設 0 建設又は補

六 五. 児童福祉法 生活保護法 (昭 (昭和二十五年法律第百四十四号) 和二十二年法律第百六十四号) 第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施 第三十五条第二項から第四項までの規定に より設置され た児 設の 童福 災害 祉 復 施 設 0

災害復旧事業

六の二 老人福祉法 (昭 和三十八年法律第百三十三号) 第十五条の規定に より設置された養護老人ホ  $\Delta$ 及び 特 莂 養護老 人ホ

の災害復 事

七

身体障害者福祉法ムの災害復旧事業 た身体障害者社会参加支援施設の災害復旧 (昭 和 二十四年法律第二百八十三号) 事業 第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は 市 町 村が

八 項の 条第十五項 法第五 害者自 規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、 〈に規定する就労継続支援に限え条第六項に規定する生活介護、 7 支援 (平成 一十七 年法律第百二十三号) る。 同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十里した障害者支援施設、地域活動支援センター、 )の事業の用に供する施設の災害復旧事 第七十 九 条第一項 若しくは第二項又は第八十三条第二項若 同条第十四項に規定する就労移行支援又は 福祉ホーム又は障害福 しくは 祉 サー ・ビス 司

福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。 売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設 )の災害復旧 事 市 業 町 村 又は 社 会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に規定する感染症指定医療機 関  $\mathcal{O}$ 

を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号 の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事 - - 激甚災害のため 災害復旧事業 の感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道 府 県、 保 健 所

公共団体又はその機関が施行するもの 積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、 部を負担し、 激甚災害に伴い発生した土砂等の流 若しくは補助する災害復旧事業に附随 (他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用のに多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方 入、 崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区 して行なうものを除く。) 域 内に 堆

村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、 市町村長が指定した場所に集積された 市町村が行なう排除 事業 (他の法令に国 もの 又は 0 市

1 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの(担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。) 方公共団 「体が施行するもの ( 以 下 「湛水」という。) 0) 排 除 業で

2 該当しないもの 同 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧 法第五 十六条の三の規定を準用する。 (地方公共団体が設置したものを除く。 が 同 項第二号に該当する場合には、 事業については、 児童福祉法第五十六条の二第 当該施設に つい ては、 一項第 同 . 条 及

0 童扶養 手当等 O支給に関する法律 (昭 和三十 九年法律第百三十四号) 抄

(支給要件)

第十七条 号)に定める福祉に関する事務所をいう。 各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 所を有する重度障害児に対し、 都道府県知事、 市長 (特別区の区長を含む。 障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。 以下同じ。)を管理する町村長は、 以下同じ。)及び福祉事務所 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住 (社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五 ただし、 その者が次の

ているときを除く。 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止され

めるものに収容されているとき。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定

## ◎ 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号) 抄

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、 次に掲げるものには、 印紙税を課さない。

- 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
- 一 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表 (第五条関係)

国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	文書名
る者。   る者の   のの   のの   のの   のの   のの   のの   の	作成者

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十三条第一 日
独立行政法人情報通信研究機構	関する文書  関する文書  関する文書  関する文書  関する文書  関する文書  関する文書  関する文書  「関第一号から第七号まで(業務の範囲)の業務、特定通信・放送開発事業の推進)の業務に を
独立行政法人中小企業基盤整備機構	務に関する文書  の業務がびに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)の業務に係る業務の特例)の業務に限る。)、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項(業務の範囲)に掲げる業務並びに同年の業務に限る。)、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項(業務の範囲)に掲げる業務がびに同年の共変に関する法律(平成十一年法律第十八号)第三十八条第一項の規定におり入の業務がでに関する法律(平成十年法律第九十二号)第一年法律第十八号)第三十八条第一項の規定にある業務がでに関する業務がでに関する業務がでに関する業務がでに関する業務を除く。)、同法附則第八条(日繊維法に係る業務の特例)の業務がでに関する業務がでに関する業務がでに関する業務を除く。)、同法附則第八条(日繊維法に係る業務の特例)の業務に関する業務がでに関する業務を除く。)、同法附則第八条(日繊維法に係る業務の特例)の業務に関する業務の特例)の業務に関する業務の特例)の業務に関する文書
央会同法第二条第三項(定義)に規定する中	条第一項第一号(中央会の事業の範囲の特例)の事業に関する文書中、「中、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「中、「神」、「中、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」、「神」

に関する文書	定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金 者又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号(定義)に規 社会短	を受ける場所である。	号(業務の範囲)の業務に関する文書独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三 独立行	三号及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十条第一項第 独立伝	関する文書  関する文書  対ののでは、 ののでは、 のでは、	条第一項第一号、第二号及び第八号(業務の範囲等)の業務に関する文書独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十八 独立行	項第二号(業務)の業務に関する文書
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国民健康保険法(昭和三十三年 当該資金の貸付けを受ける者	<ul><li>者又は当該資金の融通を受ける者</li><li>社会福祉法人その他当該資金を融通する</li></ul>	を受ける者とは当該業務に係る学資の貸与受ける者又は当該業務に係る学資の貸与政法人日本学生支援機構の業務の委託を独立行政法人日本学生支援機構、独立行	独立行政法人海洋研究開発機構		究機構  一独立行政法人農業・食品産業技術総合研	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	

	関する文書三号(福祉事業)の貸付は国家公務員共済組合法(四	に関する文書の貸分報立学校教職員共済法(四	第五号及び第六号(業務の範囲)に知独立行政法人自動車事故対策機構法	に関する文書母子及び寡婦福祉法(昭和	学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律	学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十二年法律	O
の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百十二条第一項	関する文書                          三号(福祉事業)の事業に三号(福祉事業)の事業に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八条第一項第	に関する文書第三号(福祉事業)の貸付け並びに同項第四号及び第五号(福祉事業)の事業私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六条第一項	範囲)に規定する資金の貸付けに関する文書(策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条	に関する文書 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に定める資金の貸付け	《借に関する契約書(昭和三十六年法律第二十三号)に定める矯正医官修	(借に関する契約書(昭和三十二年法律第六十五号)に定める公衆衛生修	
斉組合連合会又は地方公务員共斉組合の   地方公務員共済組合、全国市町村職員共	員の一個のでは、「国家公務員共済組合の組合」の「国家公務員共済組合、国家公務員共済組	入者の名のでは、一旦の人者のでは、一旦の人が、一旦の人が、一旦の人が、一旦の人が、一旦の人が、一旦の人が、一旦の人が、一旦の人が、「は、」の人が、「は、」の人が、「は、」の人が、「は、」の人が、「は、	該資金の貸付けを受ける者独立行政法人自動車事故対策機構又は当	当該資金の貸付けを受ける者	当該修学資金の貸与を受ける者	当該修学資金の貸与を受ける者	

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条 社会保険診療報酬支払基金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条
---

|確定給付企業年金法第三十条第三項(裁定)に規定する給付に関する文書

企業年金基金

0 号) ?) 抄 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和五十五年法律第六十三

分の一(政令で定める基準に該当する	一分の一	公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の
	二分の一	険な状態にあるものの改築公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎で、構造上危
	三分の二	定する障害者支援施設(同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する障害者支援施設(同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する養護老人ホーム(厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下が護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム(厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。)若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する、とする時間を除く。)、 肢体不自由児施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、 肢体不自由児施設、知的障害児施設、暗ろうあ児施設(通所施設を除く。)、 肢体不自由児施設、知的障害児施設、暗るうあ児施設(通所施設を除く。)、 皮体不自由児施設、知的障害児施設、暗る計画、
	二分の一	設及び政令で定めるその他の消防用施設の整備設及び政令で定めるその他の消防用施設の整備消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防施
割合	国の負担割合	事業の区分

、三分の二) 地方公共団体の設置するものにあつては

## ◎ 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号) 抄

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四 うち、 る。 ) する。 割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業の 定める基準に適合するものに限る。 条 に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という。)は、 別表第二に掲げるもの )基準に適合するものに限る。第三項において同じ。) に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの(当該事業に関する (都道府県が実施するものを除き、 当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限 (当該事業に関する主務大臣 同表に掲げる割合と 「国の負担

- 当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、 める割合による。 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、 同項の規定による国の負担割合を超えるときは、 同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定
- ならば国が負担し、 令で定める交付金を交付する場合においては、 国は、 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、 又は補助することとなる割合を参酌して、 政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとする 当該交付金の額を算定するものとする。 別表第一に掲げるものに要する経費に充てるため政

## 別表第一 (第四条関係)

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団	二分の一
体が実施するもの	

へき地における公立の診療所であって政令で定めるものの改築	二分の一
造の施設の改築  一造の施設の改築  一造の施設の改築  一は、一方ので	三分の二
うち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学	のの 二分の一
外のものの補強(次項に掲げるものを除く。) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以	木造以 二分の一
補強が岩で、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学	三分の二
実施するもの   実施するもの   実施するもの   実施するもの   といに必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が   地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行う   二分の一	二分の一

 $\bigcirc$ 消費税法 (昭和六十三年法律第百八号)

抄

自立訓

練を行うものに限る。

のうち、

木造の施設の改築

項に規定する障害者支援施設

(同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する

### 別表第二 (第四条関係)

事

業の区分

に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を

老人福祉法第五条の三児施設若しくは情緒障害うあ児施設(通所施設を

六分の

国  $\mathcal{O}$ 

負担割合

地震災害時における飲料水、電原等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井一――――――――――――――――――――――――――――――――――――	二分の一
団体が実施するもの、関体が実施するものでは、野水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地震災害時における食米力、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要	9. 0. -
で地方公共団体が実施するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分の一
要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必 二分の	分の一

### (身護形)

税地域 地域から引き取られる外国貨物のうち、国内において行われる資産の譲渡等のる の譲渡等のうち、 別表第二に掲げるものには、 別表第 一に掲げるものには、 消費税を課さな 消費税 を課さな

# 別表第一 (第六条関係)

び外国貿易法第六条第一項第七号(定義)に規定する支払手段(収集品その他の政令で定めるものを除く。)その他これに 政令で定めるもの 土地 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項(定義)に規定する有価証券その他これに類するものと工土地(土地の上に存する権利を含む。)の譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。 (ゴルフ場その他の施 設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。) 一項(定義)に規定する有価証券その他これに類するものとして 及び外国為替及 類

するものとして政令で定めるもの(別表第二において「有価証券等」という。

)の譲渡

事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供(当該保険料が当該役務の提供 費用の額に相当する部分の金額に限る。)を対価とする役務の提供を除く。)その他これらに類するものとして政令で定める 号(定義)に規定する合同運用信託、 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、  $\mathcal{O}$ 同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運 信用の保証としての役務の提供、 (当該保険料が当該役務の提供に係る 所得税法第二条第一 項第十

# 」次に掲げる資産の譲渡

便切手その他郵便に関する料金を表す証票(以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。)の譲渡及び郵便窓・郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第一条(定義)に規定する郵 兀 施 る業務の委託) 口業務の委託等に関する法律 における郵 規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第 印紙の売渡し場 条第三項 設若しくは郵便切手類販 (郵便 便 に規定する郵便局株式会社の営業所若 切手 切手類 が に定める所 又は印紙をもつてする歳入金納付  $\mathcal{O}$ (売所等に関する法律第三条 販売等)の規定による承認に係る場所 (昭和二十四年法律第二百十三号)第三条第一項金を表す証票(以下この号及び別表第二において (承認販売所を含む。) 若しくは同法第四条第 しくは同法第八条第一項 (郵便切手類販売所等の設置)に規定する郵便切手類販売所 に関する法律 议 下この号において「承認販売所」という。 (昭和二十三年法律第百四十二号) (郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関す (施設の設置) に規定する再委託業務を行う 項 項 に規定する自動車検査 (自動車検査登録印紙の売渡 登録印 。)を含む。 (同法第

お 7 印 称 でする。 こする。 <u></u>の 譲

法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙及び同法第六百九十九条の十三 を 手 法第二百九十条第三項 いう。 用する場合を含む。) 百九十八条第三項 おいて同 方公共団 第七百条の六十九第三項 (これらの規定を同法第一条第二項 )が行う証紙 ľ 体又は売りさばき人 並びに地方税法 (市町村法定外普通税の証紙徴収の手続)、第六百九十九条の十三第四項 (道府県法定外普通税の証紙徴収の手続) (地方自治法第二百三十一条の二第一 に規定する証紙をいう。 (狩猟税 (昭和: (地方自治法 (都 の証紙徴収の手続) 道府県 二十五年法律第二 角 語 別表第二において同じ。)の譲渡 において準用する場 二十二年法律第六十七 村に関する規 及び第七百三十三条の二十七第三項 |百二十六号) 第百五十一条第六項 項に規定する使用料又は手数料の 第四 定 の準 合を含む。)に規定する条例に基づき指 百四十六条第六項(軽自動 甪 号 第二百三十一条の二第 おい 第一 て準用する場合を含む。 項 (自動 徴収に係る証紙並びに地方税 (自動 同 (法定外目的 法第一条第二項に 車 車 車 税 税 の徴 取  $\mathcal{O}$ 得税 項 脱の証 収の (証  $\mathcal{O}$ 納付 方 定された者 方 紙 微徴収の による収  $\mathcal{O}$ 方法 7

物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、 )その他これに類するものとして政令で定めるもの 物品の給付請求権を表彰する証書をいい、 (別表第二において「物品切手等」という。 郵便切 手類に該当するも  $\mathcal{O}$ 譲 0 を

五 次に 掲げる役務の提供

Ł 国 0 法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、 (政令で定めるものを除く。) 地方公共団体、 別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が その手数料、 特許料、 申立 料その他の料金の徴収が法令に基づく

- $\widehat{1}$ 登記、 登録、 特許、 許可、 認 可 承 認 認定、 確認及び指 定
- $\widehat{2}$ 検定、 試験、 審査、 証明及び講習
- $\widehat{3}$ 公文書の交付 (再交付及び書換交付を含む。) ` 更新 訂 正 閲覧及び )謄写
- $\overline{4}$ 判その他の紛争の処理
- に掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるも
- 条第 所法 項 (昭和二十二年法律第五十九号) 0 手数料を対価とする役務 第六十二条第四 頃の (執行 官 又は 公証 人法 明 治 几 十 年 法 律 五. +
- 年法律第五十九号) 、国為替及び外国貿易法第五十五条の七 第十条第二項第五号 (外国為替業務に関する事 (業務の範囲 に規定する譲渡性預金証 項  $\hat{O}$ 報告) に規定する外国為替業務 書の非居住者からの取得に係る媒介、 行 昭

次ぎ又は代理に係る業務その他 の政令で定める業務を除く。 )に係る役務 0 提供

大臣の定めるものにあつては、 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産 財務大臣の定める金額に相当する部分に限  $\mathcal{O}$ 譲 (これら のうち 特 莂 0 病室の 提 供 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 財

に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、 法 支給に係る療養並 員等共済組合法 一十七年法律第二百六十六号)第二十二条第一項 律第七十三号)、 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 、国民健康保険法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 又は私立学校教職員共済法 びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) 入院時生活療養費、 (療養等)においてその例によるものとされる場合を含む。 (昭和三十三年法律第百 保険外併用療養費、 (防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和二十八年法律第二百四 療養費、 九十二号) 家族療養費又は特別療養費の 船 員保: 険 十五号) 法 、地方公務 昭 和 の規定 昭和

時 生活療養費、 高齢者の医療の確保に関する法律 保険外併用療養費、 療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定 (昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、 訪 入院 問

費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療 弾被爆者に対する援護に関する法律 護 の支給に係る医療並びに障害者自立支援法 -五年法律短 精神保健R 律第百四 及び 精神障害者 1十四号) の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助の「福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の規定 (平成六年法律第百十七号)の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費 (平成十七年法律第百二十三号) の規定に基づく自立支援医療費 和二十五年法律第百二十三号) の規定に基づく医療、 ための金銭給付に係る医療 生活保護 療養介護医療 護 法 原子爆 和二

公害健 一康被害の補償等に関する法律 (昭和四十八年法律第百十一号) の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に!

ホ 同法の規定による社会復 労働者災害補 償 保険 法 帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医 (昭和二十二年法律第五十号) 0) 規定に基づく療 養の給付及び療養 の費用の支給に /蚕 係る療養 発並びに

規定による損害をてん補するための支払を含む。)を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療 動 車損害賠償保障法 (昭和三十年法律第九十七号) の規定による損害賠償額の支払 (同法第七十二条第 項 (定義)  $\mathcal{O}$ 

七  $\vdash$ 次に 掲げる資産の譲渡等 からへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるも (前号の規定に該当するものを除く。

護保険法 (平成九年法律第百二十三号)の規定に基づく居宅介護サー ・ビス費の支給に係る居宅サー -ビス (訪問 介護、

訪

問入浴介護その他 )その他これらに類するものとして政令で定めるもの !の政令で定めるものに限る。)、施設介護サー ビス費の支給に係る施設サー ・ビス (政令で定めるもの

- 行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。) において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるもの する障害福祉サービス事業(障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項 支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定 に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等(社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者 社会福祉法第二条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法 (平成七年法律第八十六号) 第二条第 (定義) に規定する生活介護、 就労移
- ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
- るものを除く。) 医師、 助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等 (第六号並びに前号イ及びロ の規定に
- 一身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供一墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第一項(定義)に規定する埋葬 に規定する埋葬に係る埋 葬料 文は 同 条第
- 体障害者用物品」という。)の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等 (別表第二に お
- 十一 次に掲げる教育に関する役務の提供(授業料、 に限る。) 入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行わ
- として行う役務の提供 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校を設置する者が当該学校におけ
- 口 に規定する高等課程、 学校教育法第百二十四条(専修学校)に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第百二十五条第 、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供 項 (課程
- 年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。)として行う役務 学校教育法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校に  $\mathcal{O}$ 提 供 おける教育 (修 業 期 間 が
- からハまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの
- 学校教育法第三十四条第一項 (小学校の教科用図書) (中等教育学校) において準用する場合並びに同法第八十二条 (同法第四十九条 (特別支援学校)においてこれらの規定を準用する場 (中学校)、 第六十二条 (高等学校) 及び第七十

合を含む。)に規定する教科用図書(別表第二に おいて 「教科用図書」という。)の 譲

において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる十三(生宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。)の貸付け る場合を除く。) 時的に使用させる場合その他の政令で定め (当該貸付けに係る契約

## 0 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号) 抄

する障害者支援施設 身体障害者福祉法 る施設入所支援に係るものに限る。) を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は 支給決定(同法第五条第六項 に規定する生活介護(以下この項において「生活介護」という。) 及び同条第十一項に規定す 険加入者又は六十五歳以上の者であって、障害者自立支援法 ある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。 条 介護保険法第九条の用除外に関する経過措置 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定 (生活介護を行うものに限る。) に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別 の 規定にかかわらず、当分の間、 (平成十七年法律第百二十三号) 第十九条第 四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項 項 に規定する医 の規定による 理由

とあるのは 以上の者が介護保険法施行法 項の 当分の間、 規定の適用については、 項に該当するに至った日の翌日」とする。 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十一条第一項に該当しなくなったとき」とし、同法第十一条第一至ったとき又は当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者若しくは六十五歳 介護保険法第十条第二号の規定の適用については、同号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「 同項中「翌日」とあるのは、 「翌日又は介護保険法施行法 (平成九年法律第百二十四号): 至ったとき」

## 0 世 代育成支援対策推進 法 (平成十五年法律第百二十号)

計 画 画及び第九条第一項の都道府県行動計 (次項にお は、 いて 次世代育成支援対策の総合的 市 町村行動計画等」という。)の策定に関する指針 画並びに第十二条第一 かつ 効果的な推進を図るため、 項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行 ( 以 下 基本理念にの 「行動計 画策定指針」という。)を定めな っとり、次条第  $\mathcal{O}$ 市

けれ ばならな

- 行動計画策定指針にお いては、 関する基本的な事項につき、 市 町村行動計 画等の指針となるべきものを定めるものとする
- 次世代育成支援対策の実施に関する基
- 次世代育成支援対策の 内容に関する事項
- る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準 の実施の事業、 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法 同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育
- 几
- 3 動計画策定指針を変更するものとする。 主務大臣は、 |務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境のその他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項 「向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、 速やかに行
- 4 主務大臣は、 行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一 項の市 町 村 行 動 計 画 及
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならな 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 0 地 域に おける多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号) 抄

等の整備等に関する計画 地域住宅計画には、 地方公共団体は、 次に掲げる事項を記載するものとする。 その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅 \_ (以下 「地域住宅計画」という。)を作成することができる。

- 地域住宅計画の目標
- 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
- 公的賃貸住宅等の整備に関する事業
- 公共公益施設の整備に関する事業
- その他国土交通省令で定める事業
- 前 完号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事

項

訚

五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 うことを目的とする特定非営利活動促進法 人、一般財団法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの (当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。) に係るものを記載することが 前 という。)に係るものを記載するほか、 項第 二号及び第三号に掲げる事項には、 (平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行 当該 必要に応じ、 地 応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は (以下 「機構等」という。)が実施する事業等 ( 以 下
- かじめ、 地方公共団体は、 当該機構等の 地域住宅計画に機構等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、 同意を得なければならな 当該事項について、 あら

できる

- 5 号イに掲げる事業に関する事項に、 整備事業」という。 一条の二十二第一項に規定する中核市 同意を得なければならない。 市町村 (地方自治法 )に関する事項を記載しようとするときは、 (昭和二十二年法律第六十七号) 特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業 (以下「指定都市等」という。) を除く。第八項を除き、 第二百五十二条の十九第一 当該事項について、 項に規定する指定都市及び同法第二百 あらかじめ、 以下同じ。) 都道府県知事に協議 (以下 「優良賃貸住宅 五十
- 者自立支援法 することができる。 政令で定める施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者 [け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境 ため必要と認められる場合には、 .宅建替事業」という。)の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設 地方公共団体は、 (平成十七年法律第百二十三号)第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他 公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、 当該公営住宅建替事業に関する事項を記載 (以 下 形成  $\mathcal{O}$
- 定する資格を有する者を除く。 ことができない特定優良賃貸住宅を活用し、 項第三号に掲げる事項に、 宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者 地方公共団体は、 特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は 配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することがで 以下 「配慮入居者」という。 第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者その )に対する住宅を供給することが必要と認められる場合に (特定優良賃貸住宅法: 部 につい 他 7 該地 保 する 同 規

きる

- 8 市町村にあっては都道府県に、地方公共団体は、地域住宅計画 2都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとと\*\* 遅滞なく、これを公表するとともに、 都道府県にあ 0 は関係市町村に
- 9 第三項から前項までの規定は、地域住宅計画の変更について準用する。

0 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) 抄

## (児童福祉法等の特例)

第十三条 及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。 律第七十七号)第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども」と、 項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用については、 「すべて」とあるのは 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三 「すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 「児童を」とあるのは 「当該申込書に係る児童 (平成十八年法 同項中

2 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は

		二項	四第二十
該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わ保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当			市町村に提出しなければ
該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、そ市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に	はこれを市町村に送付しなければり下同じ。)に携出するものとし、当該利立認定保育所	で 引入。~ ・ 1411-1 ~ ~ ) ・ )、 第十条第一項第五号に規定する私 法律第七十七号。 以下「就学前保	教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十入所を希望する私立認定保育所(就学前の子どもに関する

	国第二十 第二十	三四項条			二 六 第 条 四 の 十	
つて行うことができる	市町村は、一の保育所について、当該保育所	申込書に係る児童のすべて	当該保育所に	児童を	行うことの委託者しくは保育所における保育を明定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護場合にあつては、当該教育委員会)からこの法律の当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が定により保育所における保育を行うことの権限及び都道府県知事又は市町村長(第三十二条第三項の規	これ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
らないの旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければな	私立認定保育所は、当該私立認定保育所	項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども)は、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第四条第一保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつて規定により送付された申込書に係る児童のすべて(就学前規定により送付された申込書に係る児童のすべて(就学前	当該私立認定保育所に	も)を厚生労働省令の定めるところによりの認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ど当該申込書に係る児童(就学前保育等推進法第三条第一項	第二十四条第二項の規定による通知	当該通知に係る児童の入所

### 0 六第条五 八項 兀 第 条 五 行 第 + 第 + 政不服審査法 第 保育費用 は第三項の規定による費用 による費用の支払の命令 人又はその扶養義務者 項 0 規定による負担能 (平成二十一年法律第 0 力 パの認定、 徴収又は第五項の規定 第二項若しく 号 抄 私 者 額を下回るときは当該算定した額とする。以下「保育料 定める額を基礎として政令の定めるところに に保 保育料額の算定 立認定保育 という。 相当する額 育 費用 から就学前 を控除した額 所における保育を行うことに係る児童の (当該額が第五十六条第三項の市町説学前保育等推進法第十三条第四項

より算定した

額

村の長がる保育料

### 附 則

第四 この法律による改正前の行政不服審査法 不作為であって次の各号に掲げるものに係るものについての不服申立てについては、 この法律の施行後にされる行政庁の処分であ (昭和三十七年法律第百六十号) の規定はなおその効力を有する。 って次の各号に掲げるもの又はこの法律の施行後にされる申請に係る行政庁 当分の間、 この法律の規定は 適 用せず、

により普通地方公共団体の選挙管理委員会がする決定、 定定により普通地方公共団体の委員会の委員の選任権者若しくは委員の選任権者がする決定、 規定により普通地方公共団体の委員会の委員の選任権者若しくは委員の選任権者がする決定、 地方自治法第百四十三条第一項の規定により普通地方公共団地方自治法第二条第九項に規定する法定受託事務に係る処分 項の規定により普通地方公共団体の選挙管理委員会がする決定、 同法第二百三条、第二百四条若しくは第二百五条の規定により普 同法第百八十四条第一項の規定 同法第百八十四条第一 同法第百八十条の五第七項 項の規 通地

保護

る処分 方公共 る行 号までに掲げるものを除く。 定する管理者を含む。 第三十四 政 財産体 団 (次号から第三十二号までに掲げるものを除く。 を使用する権利  $\mathcal{O}$ 条において読み替えて準用する場合を含む。 関 がする給与その他 がする処分、 に関する処分、 の給 普通地方公共団体の機関 付に関する処分、 同法第二百四十三条の二第三項 )又は普通地方公共団体の機関がする過料の処分 の機関(指定管理者を含む。)がする公の施設を利用する権利に関す)の規定により普通地方公共団体の長(地方公営企業法第七条に規十三条の二第三項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二 同 法第二百三十八条 O兀 0 規 定に より普通 地 方公共 (次号から第三十二 寸 体  $\mathcal{O}$ 機 関 が す

- [令第二十二条第五項の補償金額の決定を除く。 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号) の規定により地方公共団体の長又は教育委員会がする処分(
- 兀 られた漁港管理規程により漁港管理者がする処分 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 若しくはこれに基づく命令の 規定又は同 法第二十六条の 規定に より 定
- 五 監視員又は指定確認検査機関がする処分 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により特定行政庁、 建築主 事 建 築
- 七六 道路法(昭台土地収用法 「和二十七年法律第百八十号)の規定により都道府県若しくは「(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により収用委員会 は市町村である道路管会がする裁決(第一号 一号に掲げるものを除く。 理者がする処分(第一号に 掲げ

)又は同法の規定により他の工作物の管理者が道路管理者に代わってする処分

るものを除

<u>`</u>

- 八 行政法人都市再生機構又は地方住宅供給 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)の規定により土地区画整理組合、 公社がする処分 (同法第百二十七条に規定するものを除く。) 区画整理会社、 市 町 村 都道 府 立
- 九 二条第 に掲げる処分又は同 都市 公園法 項の規定による許可を与え、 (昭 和三十 法の規定により他 一年法律第七十九号)の規定により地方公共団体である公園管理者がする同法第三十 若しくは与えない処分 の エ 作物 の管理者が公園管理者に代わってする同項各号に掲げる処分若しくは 应 [条第 同 民法第十 項各号
- り施 高速自動 開 項 発区域 の規定により 都 圏 にであ 車  $\mathcal{O}$ の整備 中国道法 近 郊整備地 った者がする承認又は不承 に関する法律第二十四条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がする承認又は不承認 なおその (昭和三十二年法律第七十九号) 帯 及び都市開発区域 効力を有するものとされる同法附則第三十四 認の処分 の整備に関 (独立 の規定により他 する法律 ·行政法· (人都市) (昭和  $\mathcal{O}$ 工 再生機構法 一十三年法律第九 作 条の規定に 物 の管理者 (平成十五年法律第百号) による改正さ が国土交通大臣に代わってする処 十八号)第二十四 前の首都圏の 条第 近 郊整 附則 項 備 第 0) 処 地  $\mathcal{O}$ が規定に 一十五条 分を含 及び

関する処分十二 国民健康 (被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定により市 )又は保険料その他同法の規定による徴収金に関り市町村、特別区又は国民健康保険組合がする保険 段する処 給 付に

:の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の規定により都道府県又は市町村である道路管理:区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第十一条第二項又は第十三条第二項の規定により施行者がする処分 (第一号に掲げるものを除く。) 第十一条第二項又は第十三条第二

掲げるものを除く。十六 河川法(昭和三 よりなおその効力を有するものとされる同法附則第四十一条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の項の規定により施行者であった者がする承認又は不承認の処分(独立行政法人都市再生機構法附則第四十二条第一項の規定に-五 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第三十三条第一 -六 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定により他の工作物の管理者が河川管理者に代わってする処分(第一号に整備及び開発に関する法律第三十三条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がする承認又は不承認の処分を含む。)

十十八七

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の規定により市街地再開発組合、再開発会社、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定により市町村長がする処分 市町村、 都道府! 独 立行

十九 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二章第三節の規定により施行者がその施行す政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社がする処分(同法第百二十七条に規定するものを除く。) (昭和四十七年法律第八十六号)第二章第三節の規定により施行者がその施行する土地整理に関してす

又はこれに基づく命令の規定により住宅街区整備組合、市町村、都府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。第四章を除く。)二十 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四条第一項の規定により都道府県知事がする処分る処分(同法第六十四条第一項に規定するものを除く。) する処分(同法第九十七条に規定するものを除く。

る後期高齢者医療給付に関 規定による徴 高齢者の医療の確! ける処 保に関する法律 する処分とする処分 (被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定により市町村又は後期高齢者医療広域連 第四 合 が 章

公安委員会がする指定 暴力団 [員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三条又は第四条の規定により都道 府 県

- がする処分 電線共同 (第一号に掲げるものを除 溝 の整備等に関する特別措 置法 (平成: 七年法律第三十九号) の規定により 都道 府県又は 市 町 村である道 路管
- 市町村、都道府県、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社がする処分(同法第三百五条に規定する若しくは第二十八条第一項の規定により市町村長がする処分又は同法第六章の規定により防災街区整備事業組合、十五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第十五条第一項、第十 (同法第三百五条に規定するものを除く 項、 第十八条第 事業会社
- 財政安定化基金拠出 共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の規定により都道府県知事がする使用の認可に関する処分 交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金( (平成九年法律第百二十三号)の規定により市町村又は特別区がする保険給付に関する処分 納付金及び同法第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)に関する処分二十七大深度地下 (被保険者  $\mathcal{O}$ 証 公
- 一十八都市再生特別措置法 分 (第一号に掲げるものを除く。) (平成十四年法律第二十二号)第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わってする処
- 条第一項(同法第百十六条において準用する場合を含む。)、第百十二条第一項又は第百十五条第一項の規定により市町村長一十九マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百四条第一項、第百七条第一項、第百十一 がする処分 条第一項
- 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) の規定により市町村がする介護給付費等に係る処分
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号) 第三十二条第五項の規定により
- が 二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年町村が道路管理者に代わってする処分(第一号に掲げるものを除く。) 公園管理者に代わってする都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分 (平成二十年法律第号) 第二十五条第三 一項の規定により認定 市